

天然記念物
アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画
(素案)

令和8（2026）年8月

多賀町教育委員会



指定標本全体（産出部位 134 点のほぼ全て）



“多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト”発掘風景



全身復元骨格（多賀町立博物館ホール展示）



指定標本の保管場所（多賀町立博物館展示室（112点））



指定標本の保管場所（多賀町立博物館収蔵庫（79点））

— 目 次 —

緒言	1
例言	2
第1章 保存活用計画策定の沿革・目的	3
第1節 計画策定の沿革	4
第2節 計画策定の目的	4
第3節 委員会の設置・経緯	5
第4節 他の計画等との関係	6
第5節 計画の実施期間	7
第2章 多賀町の概要	9
第1節 自然	10
第2節 歴史・社会	13
第3節 文化財	14
第3章 指定標本の概要	15
第1節 指定の経緯	16
第2節 指定標本の状況	18
第4章 指定標本の本質的価値	27
第1節 指定標本の本質的価値	28
第2節 指定標本に係る諸要素	29
第5章 保存管理	31
第1節 保存管理の課題	32
第2節 保存管理の基本方針	34
第3節 保存管理の方法	35
第4節 現状変更等の取扱い	37
第6章 活 用	41
第1節 活用の課題	42

第2節	活用の基本方針	46
第3節	活用の方法	47
第7章	調査	51
第1節	調査の課題	52
第2節	調査の基本方針	54
第3節	調査の方法	55
第8章	整備	57
第1節	整備の課題	58
第2節	整備の基本方針	61
第3節	整備の方法	62
第9章	計画の実施工程と運営・体制等	63
第1節	計画のスケジュール	64
第2節	実施体制と役割分担	65
第3節	経過観察（モニタリング）	68

【資料】

- ・ アケボノゾウ化石多賀標本一覧
- ・ アケボノゾウ化石多賀標本関連文献一覧
- ・ アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会設置要綱
- ・ アケボノゾウ化石多賀標本の館内移動について（留意事項）
- ・ 関係法令等抄録（本文中に引用されている条文のみ掲載）

【関係法令】

- ・ 多賀町立博物館管理規則

緒言

平成5（1993）年3月、多賀町四手の工事現場からほぼ1頭分の古代のゾウの化石が発掘されました。その後の詳細な検討によって、この化石が日本の固有種であるアケボノゾウのものであることや全身の7割にのぼる多くの骨格要素が保存されたきわめて稀な例であることが明らかとなり、観光や教育の重要な地域資源として、また、郷土愛醸成のシンボリックな存在として親しまれてまいりました。

こうした中、このアケボノゾウ化石は令和4（2022）年に天然記念物（国）の指定を受けました。陸上大型動物化石が国の天然記念物に指定されるのは初のことであり、学術、観光、教育への活用がこれまでも増して期待されることとなりました。これを受け、多賀町教育委員会では令和6（2024）年度から3か年計画でアケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画の策定に取り組みました。策定に当たっては、保存管理に係る現状や課題を明らかにすると共に、研究、教育、地域振興などでの活用に向けた方針を検討し、多賀町が目指す計画の具体的な内容を取りまとめることができました。

計画策定は始まりであり、計画に基づいた施策を着実に実施することが求められます。また、そのためには地域の皆様と共に関連するさまざまな取組を推進し、多賀のアケボノゾウを地域資源として育てていくことが重要となります。今後、多賀町内外の多くの皆様と地域振興の柱の一つとしてアケボノゾウが持つ可能性を更に広げていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定に当たってアケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会委員の皆様から多大なご協力を賜り、文化庁及び滋賀県文化財保護課よりあたたかいご指導とご鞭撻を賜りましたことに心よりお礼申し上げます。

令和8（2026）年8月

多賀町教育委員会

教育長 青木 靖夫

例言

- 1 本書は、滋賀県犬上郡多賀町が所有する国天然記念物「アケボノゾウ化石多賀標本」の保存管理、活用、調査、整備等の基本方針をまとめた保存活用計画である。
- 2 本計画は、有識者からなるアケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会から示された案を基に、多賀町教育委員会（以下、町教育委員会という。）が令和8（2026）年8月付けで策定したものである。
- 3 本計画の策定に係る事業は、文化庁文化財第二課の指導助言の下、町教育委員会が令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年で実施した。
- 4 本書の作成に係る保存活用計画策定支援業務を株式会社BO-GAに委託した。

※本文中の「指定標本」は、令和4（2022）年3月15日に国の天然記念物として指定された「アケボノゾウ化石多賀標本」を構成する化石標本であることを示す。

第 1 章 保存活用計画策定の沿革・目的

- 第 1 節 計画策定の沿革
- 第 2 節 計画策定の目的
- 第 3 節 委員会の設置・経緯
- 第 4 節 他の計画等との関係
- 第 5 節 計画の実施期間

第1節 計画策定の沿革

アケボノゾウ化石多賀標本（以下、「指定標本」という。）は平成5（1993）年3月に発掘され、平成7（1995）年には多賀町の文化財（天然記念物）に指定された。その後、令和2（2020）年に設置した「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会」で、今後の指定標本のあり方として、町の指定から滋賀県の文化財に指定申請する提案があり、県と協議した結果、国指定の天然記念物に申請する運びとなった。その後の手続きにより、令和3（2021）年8月に意見具申、12月には文化審議会答申が行われ、令和4（2022）年3月15日に国の天然記念物指定の旨が告示された。

この計画策定は、指定標本の本質的価値を明らかにすると共に、これらを適切に保存・活用し次世代に継承していくことができるよう、文化財保護法第129条の2の規定に基づいて保存管理、活用、調査、整備等のための基本方針及び具体的な方法を定めたものである。

第2節 計画策定の目的

指定標本は191点の骨化石から成り、その約3分の2が多賀町立博物館常設展示室で公開されてきた。今後、指定標本の適切な保存管理を推進することは、地域住民をはじめとする国民に適切に活用され、また調査を深めることが肝要である。

産出後約30年が経過して国の天然記念物としての指定を機に、これまでの保存管理用法の見直しも行い、今後の適切な保存管理と活用・調査の方針・方法について下記の3つの点を柱に本計画を策定する。

1. 指定標本の学術的価値を明確にするとともに、将来にわたり適切な保存管理、活用、調査を行っていく上で必要な基本的な考え方を定める。
2. 過去から現在に至るさまざまな活用の実績を後退することなく、その保存と教育・普及研究活動等の促進との両立を図っていくために必要な方針を定める。
3. 指定標本を軸に「親しみやすく、分かりやすい」普及活動や広報活動の方針を定める。

第3節 委員会の設置・経緯

1. 「アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会」の設置

アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画（以下、「本計画」という。）は、アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置して策定した。策定委員会は、これまで指定標本の発掘研究に関わってきた研究者をはじめ、地域の関係者を委員として委嘱すると共に、委員会にはオブザーバーとして文化庁文化財第二課天然記念物担当者及び滋賀県文化スポーツ部文化財保護課担当者が加わり、本計画策定に向けた指導・助言等を頂いた。委員長、副委員長については、第1回策定委員会での委員の互選により、委員長は高橋啓一委員を、副委員長には松岡敬二委員を選出した。なお、設置要綱は巻末資料に掲載した。

表1-1 アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会委員等名簿

所属等	役職等	氏名
〔委員〕		
滋賀県立琵琶湖博物館	名誉館長	高橋 啓一
豊橋市自然史博物館	前館長	松岡 敬二
犬上少年センター	指導員	雨森 清
滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科	教授	石川 慎治
一般社団法人多賀観光協会	事務局長	土田 雅孝
積水多賀化工株式会社	安全環境グループ長	中山 浩次
〔オブザーバー〕		
文化庁文化財第二課	天然記念物部門調査官	柴田 伊廣
滋賀県文化スポーツ部文化財保護課	副主幹	細川 修平
〔事務局〕		
多賀町教育委員会	教育長	山中 健一 (R7.9まで) 青木 靖夫 (R7.10から)
多賀町立文化財センター	所長	本田 洋
多賀町立博物館	館長	高橋 進
多賀町教育委員会生涯学習課	課長補佐	阿部 勇治
多賀町立博物館	学芸補佐員	小早川 隆

2. 策定委員会の審議過程

策定委員会は以下の日程・内容で開催し、指定標本の保存管理、活用、調査、整備等に関する検討等を行い、本計画案を取りまとめた。

表1-2 アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会開催経緯

会議開催	開催日	協議・検討事項
第1回	令和6（2024）年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 計画構成と策定スケジュール ・ 第5～7章 計画素案
第2回	令和7（2025）年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5章 保存 計画素案 ・ 第6章 活用 計画素案 ・ 第7章 調査 計画素案
第3回	令和7（2025）年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5～7章 計画修正案の確認 ・ 第1～4章 計画素案
第4回	令和7（2025）年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1～7章 計画修正案の確認 ・ 第8章 整備 計画素案 ・ 第9章 運営体制等骨子の確認
第5回	令和8（2026）年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9章 計画素案 ・ 全章再確認
-	令和8（2026）年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント
第6回	令和8（2026）年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書の最終確認 ・ 概要版の最終確認

第4節 他の計画等との関係

本計画は、滋賀県及び本町で作成した以下の計画等と整合をとりながら検討を進め、策定したものである。

- ・ 滋賀県文化財保存活用大綱（滋賀県、令和2年3月策定（令和3年3月改定））
- ・ 第6次多賀町総合計画（多賀町、令和3（2021）年3月策定）
- ・ 多賀町歴史文化基本構想（多賀町、平成30（2018）年3月策定）
- ・ 多賀町文化財保存活用地域計画（多賀町、令和3（2021）年文化庁認定）

第5節 計画の実施期間

天然記念物を取り巻く環境の変化などに応じて見直しを図るため、本計画の実施期間は策定からおおよそ10年とし、令和9(2027)年4月1日から令和19(2037)年3月31日までとする。

なお、認定計画としての認定が行われた場合、認定日(文化財保護法第129条の2第4項に基づいて本計画が認定された日)から10年間を計画期間とする。

第2章 多賀町の概要

- 第1節 自然
- 第2節 歴史・社会
- 第3節 文化財

第1節 自然

1. 地理的環境

(1) 位置

多賀町は、滋賀県東部に位置し、豊郷町、甲良町と共に犬上郡に属する。北は米原市、西は彦根市と甲良町、南は愛荘町と東近江市、東は岐阜県大垣市と三重県いなべ市に接している。町の総面積は135.77 km²であり、うち森林面積が約86%を占める。

(2) 地形

町内には、霊仙山、鈴ヶ岳、高室山、鍋尻山といった標高1,000m前後の山地が連なっている。霊仙山は鈴鹿山脈の最北端に位置し、芹川によって開析された権現谷は、比高400mの大渓谷を形成している。また、霊仙山から鍋尻山、高室山一帯は「近江カルスト」と呼ばれる石灰岩地帯となっている。この一帯では、鍾乳洞のほか、地表の石灰岩が雨水によって溶かされて複雑な形の岩が林立したようなカレンフェルトや、雨水や地下水に浸食されて石灰岩が溶解して窪地となったドリーネが見られる。



図2-1 多賀町の地形

「多賀町文化財保存活用地域計画」(多賀町、令和3(2021)年)より

町内の主要な河川としては、東南部に位置する鈴鹿山脈を水源に、犬上川と芹川の2つの河川がある。いずれの河川も、流域耕地に灌漑用水を供給しながら琵琶湖に注いでいる。本町の多賀地区から愛荘町松尾寺地区付近に分布する丘陵は、「多賀丘陵」と呼ばれている。丘陵の標高は、北部東端の区域を除けば140~200m前後で、傾斜も全体的に緩やかである。青龍山の東麓から大岡山の間には、小規模な丘陵が広がっている。

平野部は、芹川及び犬上川によって形成された扇状地から成る。そのため、耕作に必要な水を供給しやすく、古くから集落が形成されてきた場所である。

2. 自然環境

(1) 地質

多賀町の地質について、以下の図に示す。

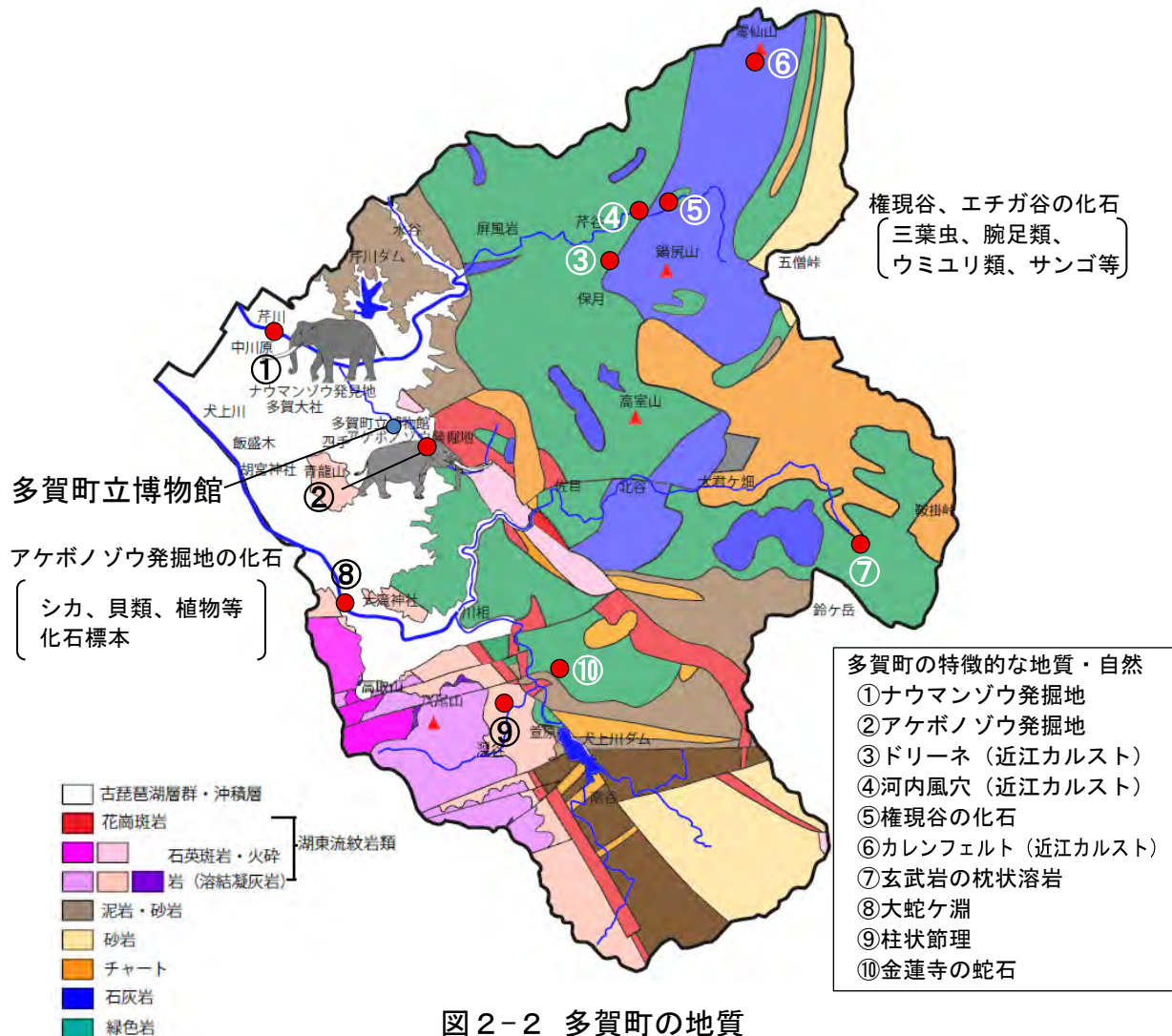


図2-2 多賀町の地質

「多賀町文化財保存活用地域計画」（多賀町、令和3（2021）年）より。一部加筆

① 北部地域

北部地域の芹川上流域周辺では、約2.8億年前の古生代ペルム紀の海洋底で堆積した緑色岩と石灰岩で占められ、県境付近には砂岩やチャートが見られる。

芹川中下流域では、約1.6億年前のジュラ紀の砂や泥と共に付加した岩石（メラングジュ）が分布している。芹川の扇頂部にあたるこの地域から下流は、沖積層が広がり一部に古琵琶湖層が見られる。なお、久徳から彦根市境界付近の約2kmにわたる芹川の河床では、ナウマンゾウの化石が多く発見されている。

霊仙山周辺から中部地域まで分布する石灰岩は近江カルストと呼ばれ、石灰岩地帯特有の地形を形成している。霊仙山東部の権現谷はサンゴや三葉虫など海洋生物の化石の産出地として知られている。

② 中部地域

四手（しで）川の最上流部は北部から続く緑色岩、石灰岩、チャートが分布する。四手地区付近では、約7,000万年前の中生代後期白亜紀の火山活動に伴って形成された湖東流紋岩類（溶結凝灰岩、花崗斑岩）が北西から南東方向に入り込んでいる。

犬上川の北流と南流が合流する川相地区から上流の北谷は、緑色岩、石灰岩が分布する。四手地区で南東方向に貫入していた湖東流紋岩類が佐目地区から大杉地区に向けて分布し、北谷の最上流部の大君ヶ畑地区周辺はチャートが広く分布する。

なお、四手地区で発見されたアケボノゾウの全身骨格化石は、約180万年前の粘土層中から発見されている。

③ 南部地域

南部の南西部は、八ツ尾山を中心に湖東流紋岩類が広く分布する。北東部はチャートを挟む砂と泥が町境界まで広がる。

④ 西部地域

里山である丘陵部は、約180万年前の第四紀更新世の古琵琶湖層群、平野部は主に犬上川によって形成された扇状地堆積物から成る。

（2）気候

多賀町の平野部の気候は、西側に隣接する彦根市と大きな差はなく温和な気候である。平均気温は13℃程度で、年間降水量はほぼ同じである。一方で山間部は、日本海型気候の北陸型の最南端の位置にあり、冬季に豪雪にみまわれることもある。

（3）動物・植物

本町は豊かな自然環境により、多様な動植物が生息、生育している。

動物は、両生類・は虫類では、オオサンショウウオ（特別天然記念物）、モリアオガエルなどが確認されている。魚類は、犬上川及び芹川水系でハリヨやイワナなど豊かな魚類相を有し、多様な水生昆虫も生息している。森林率が高いことから、鳥類はイヌワシ（天然記念物）やクマタカ等が、哺乳類はカモシカ（特別天然記念物）等が生息している。石灰岩地帯の洞穴ではコウモリ類のほか、地域固有の地下浅属性（洞穴性）生物も確認されている。

植物は、北部山間部では主にスギの植林と夏緑広葉樹を中心とした二次林が見られ、南部山間部はスギ・ヒノキ等の植林から成る。石灰岩が分布する霊仙山東側の権現谷では石灰岩性植物のイチョウシダなどが、南西部の湖東流紋岩類の分布域では貧栄養の湿地に生息するモウセンゴケなどが見られる。

第2節 歴史・社会

1. 歴史

(1) 歴史的環境

① 縄文時代～古墳時代

本町で人の営みが見られるのは、縄文時代以降である。指定標本発掘地の周辺地域では、佐目の洞窟遺跡で縄文土器が発見されている。洞窟内部から縄文時代晩期の土器片に加え、貝類・魚類・哺乳類などの動物遺骸が多数出土している。

弥生時代には琵琶湖湖岸の一部を中心に集落が展開する傾向があり、本町が立地する扇状地上の開発はあまり進んでいない段階と考えられる。古墳時代になると、芹川上中流域において少しずつ集落の展開が見られはじめる。また、檜崎、大岡、木曾などでは古墳群が発見されている。

② 古代～近現代

古代（飛鳥時代～平安時代）にかけては、芹川・犬上川流域の扇状地上にて本格的な開発が始まり、集落跡等の遺跡が多く見られる。中世（鎌倉時代～安土・桃山時代）は、多賀大社や敏満寺といった寺社が繁栄した。近世（江戸時代）にも、多賀大社は江戸幕府の庇護を受け信仰を拡大したことで、人々の往来や文化・物資の交流が活発化し、近世の本町の発展にも大きく影響している。

明治維新後は、町村制施行により多賀村が、昭和16（1941）年の合併で多賀町が発足した。昭和30（1955）年に大滝村と脇ヶ畑村と合併し、現在の多賀町となった。

2. 社会的状況

(1) 人口

多賀町が発足した昭和30（1955）年に10,489人であった人口は、令和7（2025）年9月には7,278人となっている。近年、少子高齢化に伴う過疎化が顕著であり、本町の課題の一つとなっている。

(2) 産業

本町の産業構造別就業者数の割合は、令和2年国勢調査によると、第一次産業（農業・林業・漁業）が4.1%、第二次産業（鉱業・建設業・製造業）が38.9%、第三次産業（卸小売業・運輸通信業・サービス業・その他）が57.1%となっている。

農林業は豊かな自然を背景とした本町の基幹産業ともいえるべき産業であるが、農林業従事者の減少が進んでいることが課題である。

そのほか、本町の特徴的な産業として鉱業がある。鉱業においては、石灰岩地帯を活かした石灰の製造が現在も続けられている。

第3節 文化財

本町では、扇状地が広がる西側の地域では歴史遺産が集中しており、自然遺産は山間部を中心に分布しているのが特徴である。以下に、本町の指定等文化財一覧を示す。なお、本項では、文化財のうち自然に関係するもの（天然記念物）について記述する。

本町の天然記念物としては、アケボノゾウ化石多賀標本が国指定天然記念物、河内の風穴が県指定天然記念物、飯盛木（男飯盛木・女飯盛木）及び井戸神社のカツラが町指定天然記念物となっている。

四手地区から産出したアケボノゾウの化石は、全国で最も完全に近い形で発見された標本であり、発掘から30年以上が経った現在でも多賀町のアケボノゾウを上回る化石は見つかっていない。河内の風穴は、総延長が10 km以上ある全国で3番目に長い鍾乳洞である。飯盛木は、樹齢600～1,200年であり、そのうちの1本、女飯盛木はケヤキとして滋賀県下最大である。井戸神社のカツラは、推定樹齢400年の神社境内にそびえる御神木である。

表2-1 多賀町内における指定等文化財一覧

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物		3	2	7	12	
	美術 工芸品	絵画	1	1	5		7
		彫刻	1	1	8		10
		工芸品	1	4	5		10
		考古資料					0
		歴史資料			1		1
		書跡・典籍・古文書		1	5		6
記念物	史跡	1		2		3	
	名勝	2				2	
	天然記念物	1	1	2		4	
	登録記念物					0	
無形文化財						0	
民俗文化財						0	
重要文化的景観						0	
合計		7	11	30	7	55	

備考：データは、令和7（2025）年4月現在。
多賀町立文化財センター資料より

第3章 指定標本の概要

第1節 指定の経緯

第2節 指定標本の状況

第1節 指定の経緯

本指定標本は平成5（1993）年2月に発見され3月の発掘によって採集され、平成7（1995）年11月1日に多賀町の文化財（天然記念物）に指定された。その後、指定標本及び周辺古環境調査が進んだ令和2（2020）年に国指定に向けて取組が始まり、令和3（2021）年8月18日に意見具申された。令和3（2021）年12月17日に文化審議会から文部科学大臣に答申がなされ、令和4（2022）年3月15日に「アケボノゾウ化石多賀標本」として国指定に至った。なお、これをもって、町の天然記念物としての取扱いは解除された。

表3-1 国の天然記念物指定までの経緯（1）

年度	主要な事項
平成2（1990）年	<ul style="list-style-type: none"> 多賀町第3次総合計画で工業団地計画決定
平成3（1991）年	<ul style="list-style-type: none"> びわ湖東部中核工業団地多賀町四手丘陵の古琵琶湖層群の調査開始 数百点の貝化石のほかにシカ化石を発見
平成4（1992）年	<ul style="list-style-type: none"> 工事の過程で高さ25mの大露頭形成 四手地域の古琵琶湖層群の層序確立と古地磁気と火山灰により年代決定 シカのツノ化石発見
平成5（1993）年	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀鋳産株式会社砕石貯鋳場工事現場で1頭分のシカ全身骨格発見 滋賀鋳産株式会社砕石貯鋳場工事現場でアケボノゾウ化石発見 アケボノゾウ化石発掘多賀町報告会 アケボノゾウ化石のクリーニング作業開始
平成6（1994）年	<ul style="list-style-type: none"> 産出部位のレプリカ作成開始
平成7（1995）年	<ul style="list-style-type: none"> 多賀町の文化財（天然記念物）に指定 産出部位のレプリカ完成
平成8（1996）年	<ul style="list-style-type: none"> レプリカによる全身骨格の復元作業
平成9（1997）年	<ul style="list-style-type: none"> アケボノゾウ全身復元骨格完成
平成10（1998）年	<ul style="list-style-type: none"> 多賀町立博物館が開館 アケボノゾウ全身復元骨格をホールに展示
平成20（2008）年	<ul style="list-style-type: none"> アケボノゾウの復元画作成

表3-1 国の天然記念物指定までの経緯（2）

年度	主要な事項
平成 21（2009）年	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校教科書に新生代を代表する動物として掲載
平成 25（2013）年	<ul style="list-style-type: none"> 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトを結団し、アケボノゾウが棲んでいた頃の自然環境を探る調査を開始
平成 26（2014）年	<ul style="list-style-type: none"> 2次発掘
平成 27（2015）年	<ul style="list-style-type: none"> 3次発掘
平成 28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> 4次発掘 ワニ化石発見
平成 29（2017）年	<ul style="list-style-type: none"> 5次発掘 ワニ化石第2標本発見
平成 30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> 6次発掘 ワニ化石第3標本発見
令和元（2019）年	<ul style="list-style-type: none"> 7次発掘
令和 2（2020）年	<ul style="list-style-type: none"> アケボノゾウ全身復元骨格の6体目の複製標本を琵琶湖博物館に展示
令和 3（2021）年	<ul style="list-style-type: none"> 8次発掘 8月18日 天然記念物の指定について、文部科学大臣に意見具申 12月17日 文化審議会から文部科学大臣に答申
令和 4（2022）年	<ul style="list-style-type: none"> 3月15日 国の天然記念物指定（多賀町天然記念物から解除） 9次発掘 ワニ化石第4標本発見
令和 5（2023）年	<ul style="list-style-type: none"> 10次発掘

2. 指定説明文

本指定標本に関する内容は、月刊文化財 701 号（令和 4（2022）年 2 月 1 日発行、文化庁監修、多賀町立博物館執筆）において以下のように説明されている。

アケボノゾウ化石多賀標本 滋賀県犬上郡多賀町

ゾウの起源は約 5000 万年前の北アフリカにあり、世界中に放散して多様な進化を遂げ、これまでに約 170 種が報告されている。日本列島では、中新世以降の化石記録があり、約 1900 万年前のアネクテンスゾウ（岐阜県）や約 1500 万年前のシュードラチデンスゾウ（宮城県）が報告されている。約 500 万年前以降は本件のアケボノゾウを含め多くの化石が報告されており、約 2 万年前にマンモスゾウが絶滅するまで様々な種が絶えず生息していたと考えられている。これらの中で代表的な系統の一つが、ステゴドン科のステゴドン属である。

ステゴドン科はアジアを中心に生息していたゾウ類で、ゾウ科（現生種：アフリカゾウ、アジアゾウ、絶滅種：ナウマンゾウ、マンモス等）とは異なる系統である。その中のステゴドン属は、ねじれることなく前につきだした上顎切歯をもつなどの特徴を有する。日本のステゴドン属は、中国南部からインドネシア半島にかけての地域を起源地として、530 万年前に陸端を通じて日本列島に渡来した。現在報告されている日本の主なステゴドン属は、ミエゾウ（約 500 万～300 万年前）、アケボノゾウ（約 259 万～100 万年前）、トウヨウゾウ（約 60 万～50 万年前）で、九州から東北にかけて広く分布していた。

アケボノゾウの成体の肩高は約 2 メートルであり、直系の祖先であるミエゾウ（肩高：約 4 メートル）やほかのゾウ類と比較して小型である。アケボノゾウが生息していた頃の日本列島は、氷期-間氷期を繰り返す気候変動が卓越化しつつあった。そして、海水準の上昇に伴う陸橋の消滅で日本列島が大陸から切り離されたことで、アケボノゾウの祖先種が当時の環境に適応して小型化し、アケボノゾウに進化したと考えられている。大陸から隔離された島嶼部において、餌資源や生息場の制限等により大型動物が小型化する現象は、一般に島嶼化と呼ばれている。このような進化を遂げたアケボノゾウの化石は日本列島でしか産出しておらず、日本の固有種と考えられる。

アケボノゾウ化石多賀標本は、滋賀県犬上郡多賀町で平成 5 年（1993）に工業団地の造成工事に伴い、古琵琶湖層群の約 180 万年前の地層から発見された。全身で約 200 点ある骨の内、約 7 割に相当する 134 点が産出し、このうち左右の切歯や下顎に植立した臼歯を含めて頭部が 5 点、椎骨など体幹骨は 58 点で、体肢骨が約半数の 71 点を占める。このほか部位が特定されていない 51 点を含めると 185 点（ただし、一部に 2 つに分離しているものを踏まえると 191 点）

に上る。体肢骨の多さは国内で発見されたゾウ化石の中では群を抜いて多い。特に右前肢末脚は指骨や種子骨まで関節した状態で産出し、世界的にも稀な例であり、国内唯一である。同一個体として多くの部位が確認されたことで、これまで産出部位の少ないほかのアケボノゾウの標本や、ほかのゾウ類の骨格との比較で推定されていたアケボノゾウの特徴が、当該標本によってより明確になった。また、産出層の調査によって古環境も復元され、アケボノゾウは、ヒシなどの生育する湖沼の周辺に針葉樹のメタセコイアやブナなどの落葉広葉樹からなる混交林が広がる環境に生息していたことも明らかとなった。

以上のように、アケボノゾウ化石多賀標本は保存状態が極めて良好で、これまでに日本国内から報告されているゾウ類化石の中で最も産出部位が多い。そのため、より正確な復元が可能となり、当時の自然環境に適応し小型化したアケボノゾウの復元像が明らかとなった。さらに、アケボノゾウ化石多賀標本について最新技術を用いたより詳細で多面的な調査研究を行うことで、ステゴドン属ゾウ類の小型化による運動機能の特性や行動生態などの適応進化についても、より精度の高い知見が得られることが期待される。また、島嶼である日本列島の古環境の変化に適応したアケボノゾウ独自の進化史を解明できる可能性があり、こうした研究を推進する上で不可欠な標本として学術価値が極めて高い。以上により、アケボノゾウ化石多賀標本は日本を象徴する大型哺乳類化石標本といえる。よって、国の天然記念物に指定し、保護を図ろうとするものである。

「新指定等の文化財 - 記念物・文化的景観-、アケボノゾウ化石多賀標本」（令和4（2022）年2月1日発行、月刊文化財（701号）、第一法規（文化庁監修））より



指定標本全体（産出部位 134 点のほぼ全て）

3. 指定標本の発掘時の状況

指定標本は、約 5.5m × 3 m の範囲に埋没していた。化石標本全体を俯瞰すると、前肢が東側に、後肢が西側に位置し、左右の切歯と下顎骨は最も東側に位置していた。また右上腕骨を除いて、前肢・後肢共に体の左側の骨が全体の北側、右側の骨が全体の南側に位置していた。

体幹骨の大部分は、左右に開いた前肢の間に密集していて、後肢の側にはほとんどなかった。一部の骨が失われたり配列が乱れたりしているところもあるが、概して構成骨の残存率が高く骨の配列に乱れが少ない状況であった。このことから、この個体はほぼ生体時の位置関係を保ったまま頭部を東側にして腹ばいの状態で埋没が進み、完全に埋没するまであまり移動しなかったと考えられる。さらに、包含層及びその上下の地層は粘土やシルトから成り粗粒堆積物を含まない、急激な堆積を示す堆積構造がない、右前肢の手の骨が関節状態で発見されたことなどを考えると、軟らかい泥質堆積物中に遺骸が静かに埋没したと推定される。

発掘地点からは、シカ類 (*Cervus* sp.)、カメ類 (*Geoemydidae* gen. et. sp. indet.) の部分骨が産出した。また、発掘地点の約 5 m 東の位置からは、ほぼ 1 個体分のシカ類 (*Cervus* sp.) の骨格やコイ属 (*Cyprinus* sp.) の咽頭歯が産出した (阿部ほか、平成 6 (1994) 年)。

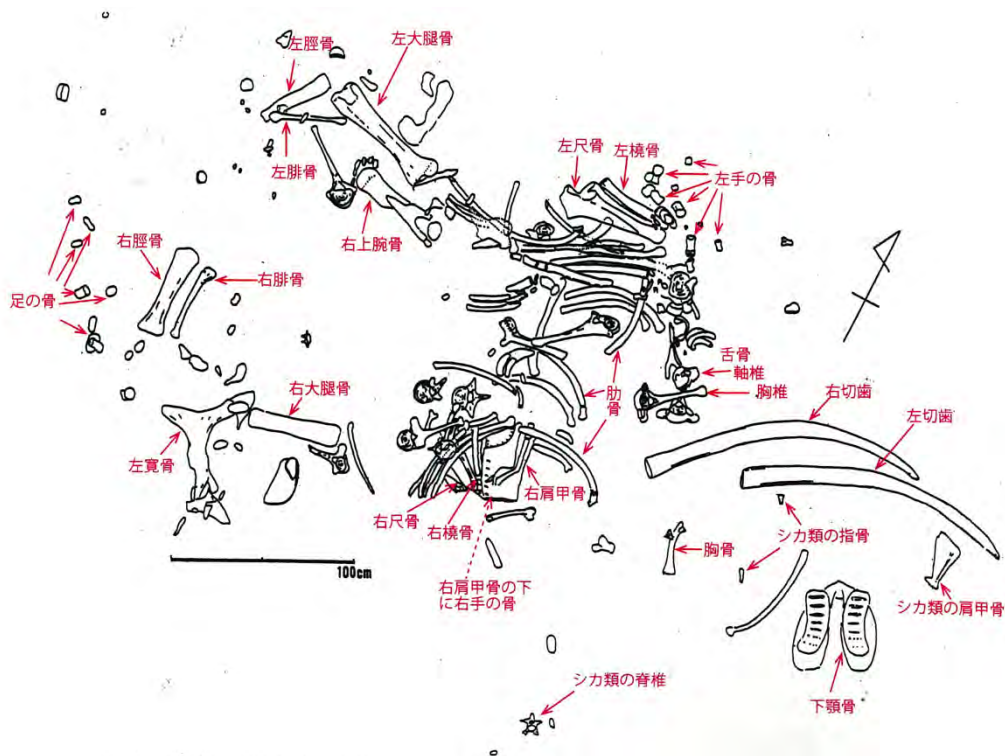


図 3-2 指定標本の産状

「多賀町立博物館収蔵資料目録, 第 2 号 アケボノゾウ化石多賀標本目録」 (多賀町立博物館、令和 4 (2022) 年) より

指定標本の産出部位は、図3-3に示した通りである。部位が明確なものは、頭部が5点、椎骨が30点（ただし尾椎の正確な位置は不明）、肋骨が27点、胸骨が1点、前肢骨が50点、後肢骨が21点の合計134点で、頭部を含む体幹骨と体肢骨のほぼ全身にわたる骨格要素が産出している。正確な部位の同定ができていない8点を加えると、全身の構成骨のおよそ70%が産出したと見積もることができる。

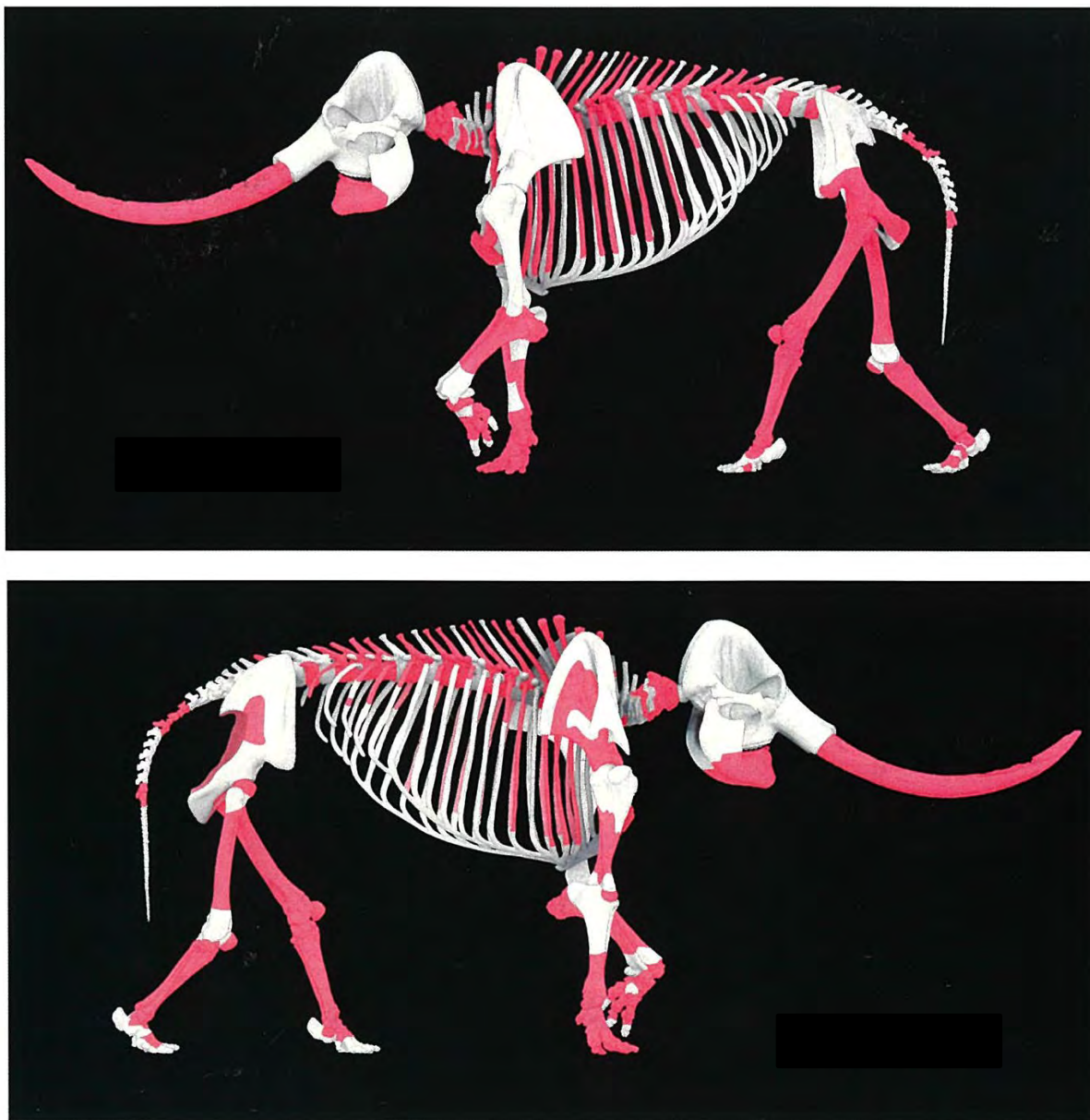


図3-3 指定標本の産出部位（134点）

宝島造形有限会社作成復元骨格図より作図（産出部位を赤色に着色）

指定標本は計191点（接合できない同一部位のパーツは個別にカウント）ある。それらのうち大まかに部位の識別ができたものは162点で、さらに詳細が特定できたものは134点。

4. 指定標本の現状

(1) 発掘当時の状況

① 発掘作業

指定標本は、平成5（1993）年3月、多賀町四手の住友セメント貯鋳場工事現場から発掘された。現地で掘削整形等の作業に当たっていた建設会社の重機運転手が化石の存在に気づき、それを平成5（1993）年3月5日午後、調査で歩いていた高校教諭（当時）へ知らせた。その化石の重要性に気付いた教諭は、すぐに関係者に連絡し、発掘調査に着手した。その後、住友セメントの協力も得ながら、高校教諭ら、教育委員会、琵琶湖博物館開設準備室等が連携して発掘調査を行い、集中的かつ精力的な作業により1か月ほどで、ほぼ全身の骨が掘り出された。

なお、発掘時の様子は「アケボノゾウ発掘記 四手の丘陵に夢を掘る」（多賀町教育委員会、平成5（1993）年）等に詳述されている。



指定標本が発見された場所



2本目の牙発見時の様子



化石の取上げ作業



石膏で固めて取り出す様子（右前肢末脚）

指定標本発掘の様子（平成5（1993）年3月）

② 発掘直後の保存処理

指定標本は、発掘現場から取り出された後は、すみやかに室内に持ち込まれた。その後、室内において、千枚通し、ドライバーやハケ等でクリーニングが行われ、粘土等が除去された。その際、骨の表面に接着剤を流し込むなどして補強が行われている。

なお、骨の補強には汎用熱可塑性アクリル樹脂（パラロイドB-72）をアセトンで溶かし5～10%の濃度に調整した溶液が塗布されている。



クリーニング作業



クリーニング途中の下顎骨化石



保存のための補強作業（接着剤塗布）



同左

発掘直後の保存処理の様子（平成5（1993）年3月～平成8（1996）年3月）

(2) 現在の保存管理の状況

指定標本は全て多賀町立博物館に収蔵され、登録番号(TG-V-)を付けて管理されている。指定標本の保管場所等の概要は次のとおりである。詳細な指定標本の登録番号と部位、その状態などは一覧にして巻末資料に掲載した。

① 指定標本の保管所在地及び員数

所在地 滋賀県犬上郡多賀町四手 976-2 多賀町立博物館

員数 191点

② 所有者 多賀町

管理者 多賀町教育委員会(担当 多賀町立博物館)

管理団体 無し

③ 関係法令

・博物館法

多賀町立博物館は、本町四手のアケボノゾウの全身骨格発掘をきっかけに、町立図書館などもある「あけぼのパーク多賀」の中核施設として平成11(1999)年3月に開館した。絶滅した地質時代のゾウをはじめ、化石や町内の動植物など、自然系の展示に力を入れた内容となっている。

同博物館は、次項の多賀町立博物館設置条例に基づき専門職員として学芸員を配置し、資料の収集、保管、展示、調査研究等を行っている。

・多賀町立博物館設置条例(平成10年7月1日条例第20号)

多賀町立博物館は、多賀町とその周辺地域の自然と人間の歴史についての理解を深めることなどを目的に設置されている。

指定標本は多賀町立博物館管理運営規則(平成30年教委規則第8号)に基づき、収集、保管及び展示されている。

(3) これまでの活用・調査について

指定標本は、発掘された直後に全てレプリカが作成されている。また、指定標本のみで全身復元骨格が制作され、多賀町立博物館開館と共にホールに展示されている。また、屋外には産状ジオラマも制作され発掘当時の現場の様子を再現している。個々の部位のレプリカは、学校教育や一般普及の場において適宜活用が進められ、国指定の取組においては、事業を盛り上げる素材として活用された。

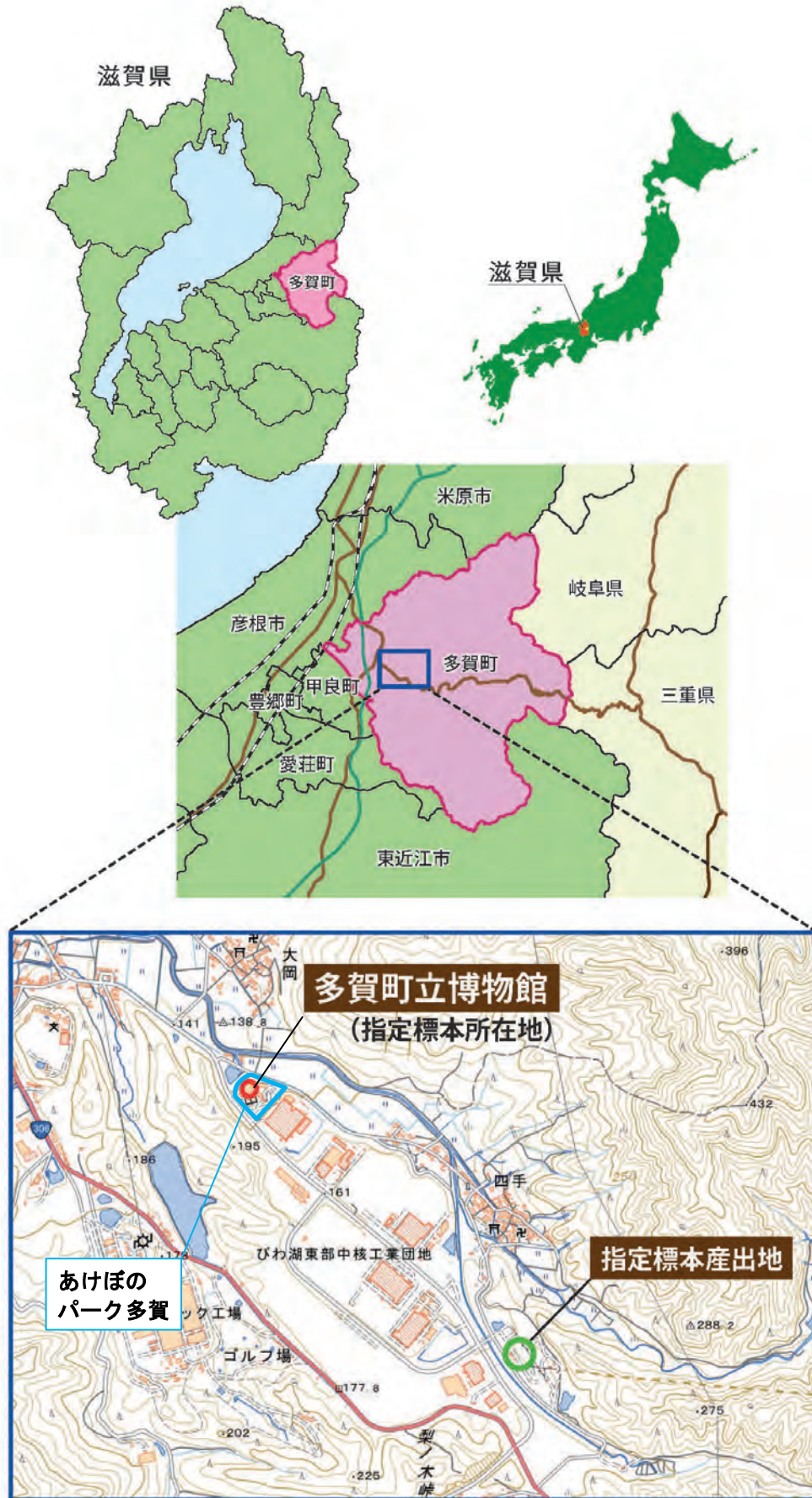


図3-4 指定標本の所在地及び指定標本産出地

第4章 指定標本の本質的価値

第1節 指定標本の本質的価値

第2節 指定標本に係る諸要素

第1節 指定標本の本質的価値

アケボノゾウ (*Stegodon aurorae*) は、約 250 万～100 万年前の日本列島に生息していたステゴドン科ステゴドン属のゾウ類である。アケボノゾウの祖先は約 530 万年前に陸橋を通じて日本列島に渡来したと考えられており、アケボノゾウは、自然環境に適応して独自の進化を遂げ小型化した日本固有種である。

指定標本は、約 180 万年前の地層（古琵琶湖層群）から発見されたアケボノゾウの化石標本である。この化石標本は、全身の骨の約 7 割に相当する 134 点が産出し、部位が特定されていないもの 51 点を含めると 185 点（ただし、一部に 2 つに分離しているものを踏まえると 191 点）に上る。体肢骨の多さは国内で発見されたゾウ化石の中では群を抜いて多い。特に右前あしの先端部を構成する骨（前肢末脚）は指骨や種子骨まで関節した状態で産出し、世界的にも稀な例であり、国内で唯一である。

指定標本は、今後の調査研究により、小型化に関連した運動機能の特性や行動生態などの適応進化に関する、より精度の高い知見が得られることが期待される。さらに、島嶼である日本列島の古環境の変化に適応したアケボノゾウ独自の進化史を解明できる可能性があり、研究をする上で不可欠な標本として学術価値が極めて高い。

以上の指定標本の本質的価値については、国の天然記念物に指定された際の指定標本の解説として文化審議会の答申（令和 3（2021）年 12 月 17 日文化庁報道発表）に記載された内容である。指定標本の本質的価値は、下記の 4 点に集約される。

指定標本の本質的価値

- 指定標本は全身の約 7 割もの骨が化石として産出しており、体肢骨の多さは国内で発見されたゾウ化石の中では群を抜いて多い。
- 右前肢末脚は指骨や種子骨まで関節した状態で産出しており、このことは世界的にも稀な例であり、国内で唯一である。
- 今後の調査研究により、小型化に関連した運動機能の特性や行動生態などの適応進化に関する、より精度の高い知見が得られることが期待できる。
- 島嶼である日本列島の古環境の変化に適応したアケボノゾウ独自の進化史を解明できる可能性がある。

第2節 指定標本に係る諸要素

指定標本に係る諸要素は、指定標本の本質的価値を支える要素（物質）を整理するものである。ここでは、指定標本に関する諸要素として、本質的価値を構成する要素とその他の要素の2区分に整理した。本質的価値を構成する要素は指定標本そのものであり、その他の要素は指定標本の本質的価値を維持するための要素である。

また、下表では、指定標本以外の諸要素についても、指定標本の本質的価値に関連する諸要素として整理した。

表4-1 指定標本に関連する諸要素

区分		要素	備考・特記事項
指定標本に関する諸要素		-	-
本質的価値を構成する要素	地形・地質	化石標本	・指定標本 191 点
その他の要素	人工物	収蔵施設	・多賀町立博物館 ・標本棚、標本ケース等
		活用施設	・多賀町立博物館 ・展示ケース、看板等
指定標本以外の諸要素		産出層	・古琵琶湖層群
		化石標本	・シカ、貝類、植物等化石標本（同一産出地）

第5章 保存管理

- 第1節 保存管理の課題
- 第2節 保存管理の基本方針
- 第3節 保存管理の方法
- 第4節 現状変更等の取扱い

第1節 保存管理の課題

指定標本は、発掘直後に補強・保存処理が施され、その後、室内で保存管理されている。発掘後30年が経過して現状では劣化等は見られないものの、今後は劣化等が発生する懸念もあることから長期的な保存管理には課題も残る。また、近年多発する災害への備えも再度の点検が必要と考える。指定標本に関わる現状と課題を以下に整理する。

1. 保存管理の現状

(1) 保存展示の状況

指定標本191点は、多賀町立博物館に収蔵されている。そのうちの112点は常設展示室内の展示ケース内に、79点は同博物館第1収蔵庫内の標本棚にて保存管理されている。

(2) 補強・保存処理の状況

指定標本は、発掘直後から標本の補強・保存のための処理を行っている。その際、接着剤にはニトロセルロース接着剤（セメダインC）、エポキシ樹脂、瞬間接着剤が、また、補強にはアクリル樹脂（パラロイドB-72）を有機溶剤（アセトン）で溶かしたものが使われた。

2. 保存管理の課題

(1) 指定標本そのものの保存管理

① 保存管理の手法見直しと点検

指定標本は、発掘直後の補強・保存処理から約30年が経過しているが、現時点での劣化は認められない。しかし、今後は指定標本の微細なひび割れ、変色等の劣化の懸念もある。標本の劣化等の状態変化について、定期的な点検や観察はなされていない。

② 指定標本の適切な保管

指定標本191点のうち、112点は常設展示室内の大型展示ケース(460cm×290cm)内で保管されている。展示ケース内において、標本は個々の形状に合わせて造られた台座に1標本ごとに置かれた状態で展示保管されている。しかし、右切歯の一部には台座が無い。また、収蔵庫内の79点の標本はプラスチック容器内のクッション材上に置かれているが、クッション材は簡素なものであり容器には蓋が無いなど完全に保護された状態ではない。

また、常設展示室、収蔵庫共に温度・湿度・照明等が指定標本に適した状態で管理されているか否か、検証できていない。

③ 写真データ等の記録

指定標本は、個々の写真撮影はされている。しかし、指定標本の写真撮影は、デジタルカメラでの撮影ではあるが、色の状態の比較には適しておらず、細部を観察できる画質でのデータは得られていない。

今後、保存管理の適正を評価したり、活用・調査を進めたりする上でも、3Dデータ化等の検討が求められると考える。そのほか、写真記録に限定せず最新の記録技術による形状記録に努める。

(2) 防災・防火・防犯への対応

指定標本が収蔵される多賀町立博物館は鉄筋コンクリート造の堅牢な建築物で、ハザードマップ上では浸水想定や土砂災害警戒区域から外れている。また、指定標本が保存管理される常設展示室には入り口に常時博物館職員が配置され人の目による監視があり、収蔵庫は施錠され一般には入室できない。また、博物館として法令上必要な防火設備は設置されている。

一方で、同博物館はハザードマップ上、液状化の可能性は小さいとされるものの南海トラフ巨大地震発生時には震度6弱の揺れが想定される立地にある。これに対して、例えば地震発生時において指定標本の棚からの落下への備えなど、防災・防火への十分な備えがあるとは言い難い。

また、指定標本の設置場所には防犯カメラはなく常時監視されていない状態であるなど、盗難・落書き等のき損への対策も十分とは言えない。

(3) 関連する標本・産出地の保存

指定標本の産出地は、同時代のさまざまな古生物の化石が産出し、さらに、重要な価値を持つ未確認の化石標本が存在する可能性も高い。未確認のものも含め、産出地から得られた化石は当時の古環境を推測する上で極めて重要である。

しかし、指定標本以外の化石標本や産出地については、それらの保存に関する方針が策定されていない。また、指定標本の産出地は私有地であることから、永続的な保存は保障されていない。

第2節 保存管理の基本方針

指定標本の本質的価値及び副次的価値を踏まえ、保存管理に関する原則と基本方針を以下のとおり定める。

1. 保存管理の原則

(1) 指定標本の保存管理

指定標本は、いずれも良好な状態で保存されるよう管理する。また、展示に供されている指定標本は、その本質的価値が維持され、かつ観察しやすい状況が保たれるよう必要な措置を講じる。さらに、展示されていない収蔵庫内の指定標本についても適切に管理し、これらを地域の文化・教育資源の宝として後世に伝える。

(2) 調査研究、公開・活用への貢献

指定標本に関する調査研究や活用には、指定標本の本質的価値を損ねることのないよう留意する。その上で、学術的価値の向上に繋がる調査研究を進め、更にアケボノゾウの生態や古環境に関する総合的で分かりやすい説明に努めるなど公開・活用に貢献する。

2. 保存管理の基本方針

(1) 現状変更時の配慮

指定標本が国の天然記念物として国民共有の財産であることを認識し、現状変更等の際には必ず指定標本の保存・活用に配慮する。

(2) 町教育委員会との協議

現状変更等を行おうとする者は、その行為は指定標本の保存に配慮した必要最小限の内容とし、計画段階から町教育委員会と協議する。

(3) 関係機関との協議

指定標本の保存・活用に当たっては、関係機関との事前協議を綿密に行い、関係する法令、各計画等と十分調整する。

(4) 指定標本の産出地における配慮

指定標本の産出地は、指定標本調査に密接に関わる場所として可能な限り指定地に準じて取扱われることが望ましい。そのため、指定標本産出地の関係者間での良好な意思疎通の維持に努める。

第3節 保存管理の方法

指定標本は、全て、多賀町立博物館内にて保存管理されている。しかし、上述のとおり、これまでの保存管理には課題もある。これら指定標本の保存管理に係る現状と課題を基に、指定標本の保存管理の原則と基本方針に従い、適切に保存管理するための方法を以下のとおり計画する。

1. 指定標本そのものの保存管理

(1) 保存管理マニュアルの作成と定期的な点検

指定標本において、ひび割れや変色等の劣化が把握できるよう、まずはモニタリングの手順、保管方法、取扱い方法等について整理した保存管理マニュアルを作成する。その際には、常設展示室及び収蔵庫において、照明・温度・湿度が指定標本にとって適切に維持できるよう再度検討する。

作成したマニュアルを基に、全ての指定標本について定期的な点検を実施し、課題等を明らかにし、必要な措置を講じる。

(2) 指定標本の適切な保管

① 常設展示室・大型展示ケース

展示保管している112点の指定標本について、標本と台座の状態を点検し、変形や癒着等の不具合が確認された場合には、修繕等を行う。また、未完成の台座については追加制作する。

今後、カビの付着やひび割れ等の指定標本の経年劣化を防ぐため、ケース内の温度・湿度等を一定に保つなど適切に管理する。

② 収蔵庫・標本棚

収蔵庫で保管している79点の指定標本について、標本の状態を点検し、不具合が確認された場合には、修繕等を行う。また、指定標本を個別の標本箱にて保管するなど、適切な保管方法についても改めて検討し、必要な措置を執る。

今後、カビの付着やひび割れ等の指定標本の経年劣化を防ぐため、収蔵庫内又は標本棚等の保管場所における温度・湿度等を一定に保つなど適切に管理する。

③ 指定標本の追加的な保存等の処理

指定標本の中には、発掘当時の保存処理が十分でなく追加的な保存処理が必要になる場合も想定される。また、経年劣化等が発生したりする際には追加的な補強措置も必要となる。その際には、発掘当時と同様に、アクリル樹脂をアセトンで溶かした溶液を追加塗布するなどの措置を執る。

(3) 指定標本のデジタル画像取得（3Dデータ構築）

指定標本 191 点について、1 点ごとの詳細なデジタル画像を取得する。これまでも画像撮影は行われているが、露出等の不均質もあった。今後、画像ごとの比較ができるよう、また、指定標本の 3D データの構築に取り組む。

なお、3D データの取得は、指定標本になんらかの原因で破損があった際、その復元に貢献すると考える。

2. 防災・防火・防犯への備え

指定標本は、いずれも多賀町立博物館において保存されている。近年は、全国各地で甚大な自然災害が多発していることもあり、本計画策定を機に指定標本の保管場所においてこれまでの災害等への備えの点検を行い、新たな取組の検討も要すると考える。災害等に対して、次の事項に取り組む。

(1) 防災・防火への備え

ハード面において、地震に対しては指定標本の周囲での耐震補強の措置、防火に対しては適切な消火設備の設置等を検討し、必要な措置を執る。

ソフト面において、施設内の巡視において防災・防火に対する要点を検討し、日々の点検を行うとともに、災害発生時の行動計画の策定等を進める。

(2) 防犯への備え

ハード面において、防犯センサーや監視カメラ等の設置を検討し、必要な措置を執る。

ソフト面において、指定標本に限らず周辺を整理整頓し、定期的な見回りをおこなうと共に、所轄警察署等と連携するなど日頃から防犯意識を高める。

3. 関連する標本・産出地の保存

指定標本と関連する化石標本や指定標本の産出地は、天然記念物等に指定されていないものの、その取扱い方針について検討する。

また、指定標本が産出した現場は天然記念物等に指定されていないため、指定標本の保存・活用に係る関係者に周知されることなく開発などにより現状が変更される可能性がある。そうした場合において地権者の理解・協力を得て調査できるよう、日頃から地権者等との信頼関係の構築と維持に努める。

第4節 現状変更等の取扱い

1. 現状変更の考え方

史跡名勝天然記念物の現状変更等については、文化財保護法第125条1項で次のように規定されている。

【文化財保護法第125条1項（現状変更等の制限及び原状回復の命令）】

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

現状変更とは、物理的作為的に現状を変更する行為である。現状を変更する場合、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」を除き、文化庁長官の許可を得ることが必要である。また、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障をきたす行為をいう。行為が本天然記念物の保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微かどうかは、案件ごとに町教育委員会へ相談する必要がある、必要に応じて、滋賀県及び文化庁と調整した上で書式に従って申請を行うこととなる。

なお、維持の措置について、すわなち、現状変更について許可を受けることを要しない場合については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、以下のように規定されている。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条（維持の措置の範囲）】

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

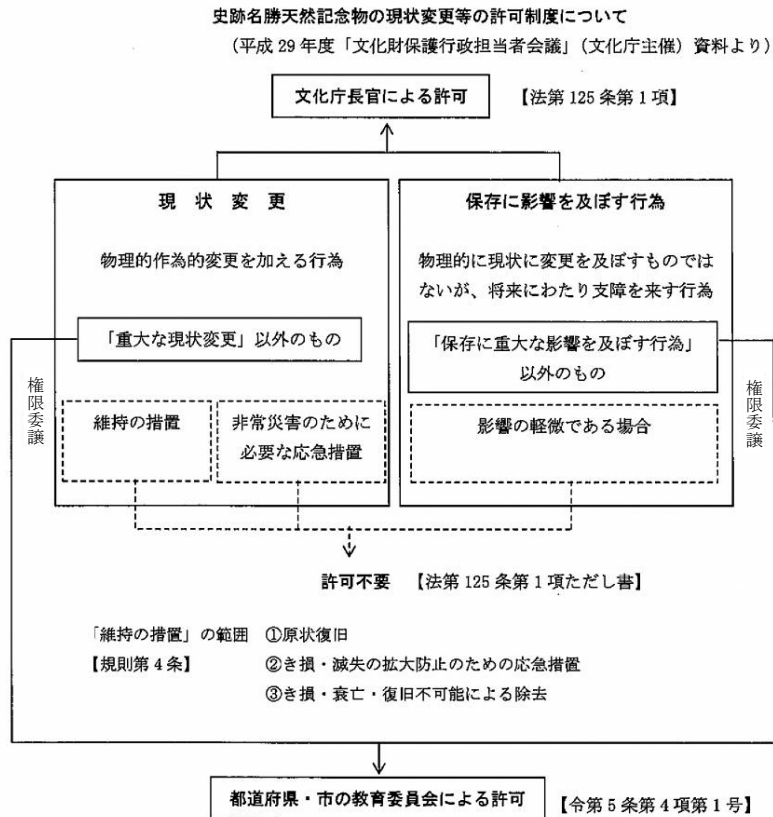


図5-1 現状変更の流れ（文化財保護法に基づく）

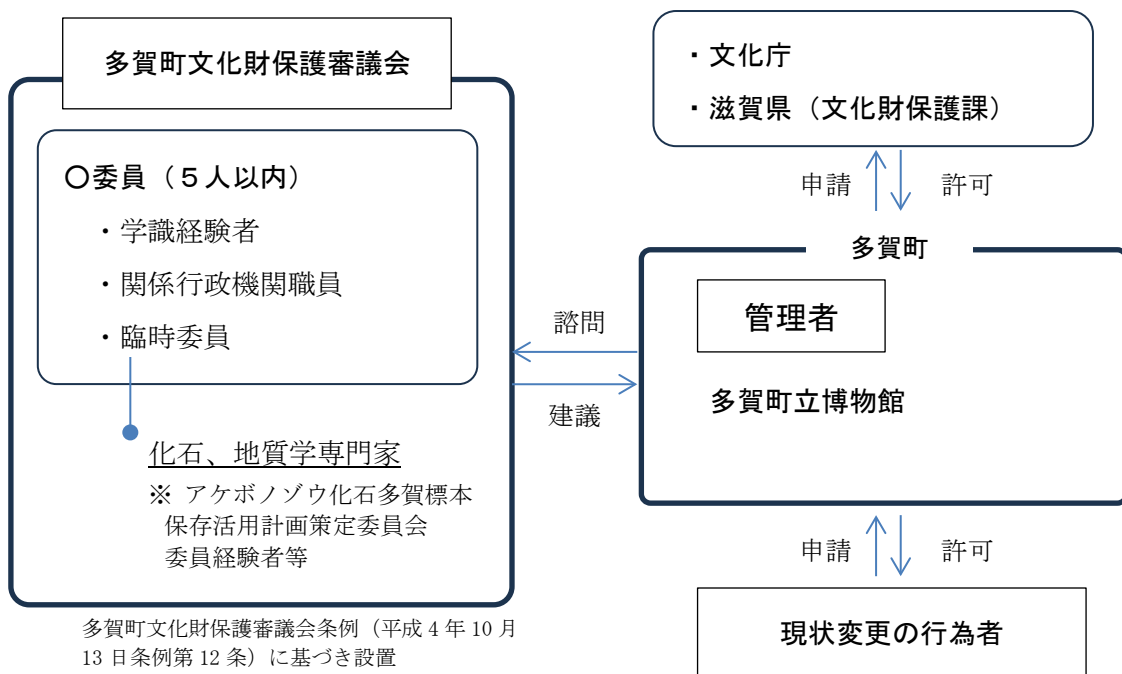


図5-2 アケボノゾウ化石多賀標本における現状変更の流れ

2. 指定標本における取扱い基準

指定標本の保存管理の現状を踏まえ、本質的価値の構成要素の視点から本天然記念物の現状変更等の取扱い基準を次のように定める。

(1) 現状変更等を認めない行為

指定標本の破壊を伴う現状変更等は、原則として認めない。

(2) 現状変更を認める行為

指定標本の学術調査・研究は、本天然記念物の学術的価値を高める行為である。また、適切な活用についても、本指定標本の価値を高める行為であると考え。ここでは、指定標本の本質的価値を維持・向上させつつ、保存・活用・調査を適切かつ円滑に推進するため、現状変更を認める行為を整理する。

現状変更として認める行為は、次の基準に基づくこととする。

[現状変更の許可基準]

○ 全ての申請において満たすこと。

ア. 現状変更を申請する主体は、原則として教育・研究機関、行政機関、指定標本並びに関連する指定標本の保護を目的とした地元の団体・管理団体に限る。

○ 次のいずれかを満たすこと。

- ア. 指定標本の形状が保たれ、指定標本の本質的価値を損なわない行為。
- イ. 指定標本の保存管理のために必要不可欠な行為。
- ウ. 指定標本の学術調査・研究を目的とする行為。指定標本本体の一部採取等を伴う場合は、指定標本の本質的価値を損なわない範囲であること。
- エ. 指定標本の保存活用を目的とする行為。いずれも破壊を伴わず必要最小限の規模である行為。
- オ. 指定標本を多賀町立博物館外へ持ち出す行為については、運搬方法をはじめ、監視体制等において十分な安全確保がされる場合に限る。

(3) 本計画において定めのある保全行為の取扱い

現状変更については、その都度、文化庁長官の許可が必要となる。しかし、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為については、その記載された事項の内容に即して行うに当たり、事後に届け出ることで現状変更を可能とすることができる（文化財保護法第129条の4）。

本計画に定める以下の行為については、指定標本の保全に必要な管理行為であり、かつ本質的価値に与える影響が軽微なものであり、さらに行為者は特定されることから、本計画が国の認定を受けた以上は、現状変更許可申請を不要とし、事後の届出を提出するものとする。以下に、事前の許可を要しない行為として、次表に事後の届出に該当する行為を一覧に整理する。なお、事後の届けに該当する行為は、いずれも前項の現状変更の許可基準の範囲であることを前提としている。

〔事前の許可を要しない行為（事後の届けに該当する行為）〕

○全ての事項を満たすこと。

- ア. 本計画に定める保存管理、活用、調査を目的とする行為。
- イ. 指定標本の破壊は伴わない行為。
- ウ. 多賀町立博物館内で移動が完結する行為。

表5-1 事後の届出に該当する行為

対象	行為の目的	行為の内容	天然記念物に及ぼす影響	方法	行為者	期間	頻度 (実施時期)	備考
指定標本	保存管理	指定標本のクリーニング・保護剤の塗布	色彩の僅かな変化等	指定標本を不織布で拭いたりエアブラシで汚れを落とし、状況により保護剤を塗布する。作業は、収蔵庫内作業スペースで行う。	多賀町立博物館	認定日より10年以内	1回/年 (通年)	専門家の意見を聞いた上で行う。使用した資材等は詳細に記録に残す。
		指定標本の強化作業	色彩の僅かな変化等	指定標本にアクリル樹脂（例：パラボロイドB-72）を塗布する。	多賀町立博物館	認定日より10年以内	1回/年 (通年)	専門家の意見を聞いた上で行う。使用した資材等は詳細に記録に残す。

第6章 活 用

- 第1節 活用の課題
- 第2節 活用の基本方針
- 第3節 活用の方法

第1節 活用の課題

指定標本は令和4(2022)年3月15日に国の天然記念物に指定され、令和5(2023)年度以降はその周知を主な目的とした事業が行われている。以下に、今後の更なる活用を図る上での現状と課題を整理する。

1. 活用の現状

(1) 展示等の状況

指定標本は、「あけぼのパーク多賀」内の多賀町立博物館常設展示室にて一般に閲覧できる。あけぼのパーク多賀内には博物館エリア以外においても指定標本に関連する企画展示が開催されるなど、併設される図書館への来館者も含め、広く来館者が指定標本に関わるコンテンツに触れることができる。

あけぼのパーク多賀の入館者は直近で年間約5万人が(図6-1)、多賀町立博物館には約15,000人の来館者があり(図6-2)、年間を通じて数万人程度の来訪者が指定標本に関する情報に触れていることになる。

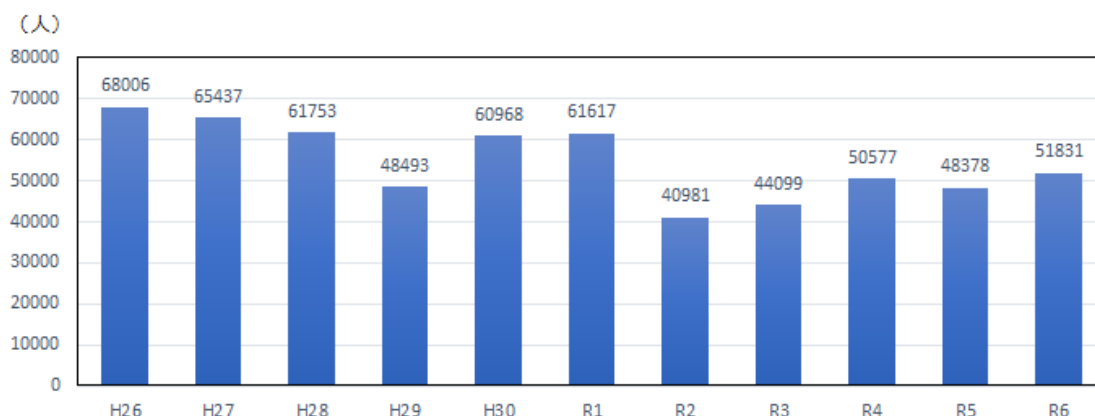


図6-1 過去11年間のあけぼのパーク多賀年間総入館者数推移

「令和6年度あけぼのパーク多賀年報 第17号」
(あけぼのパーク多賀、令和7(2025)年)より



あけぼのパーク多賀内で開催された企画展示例

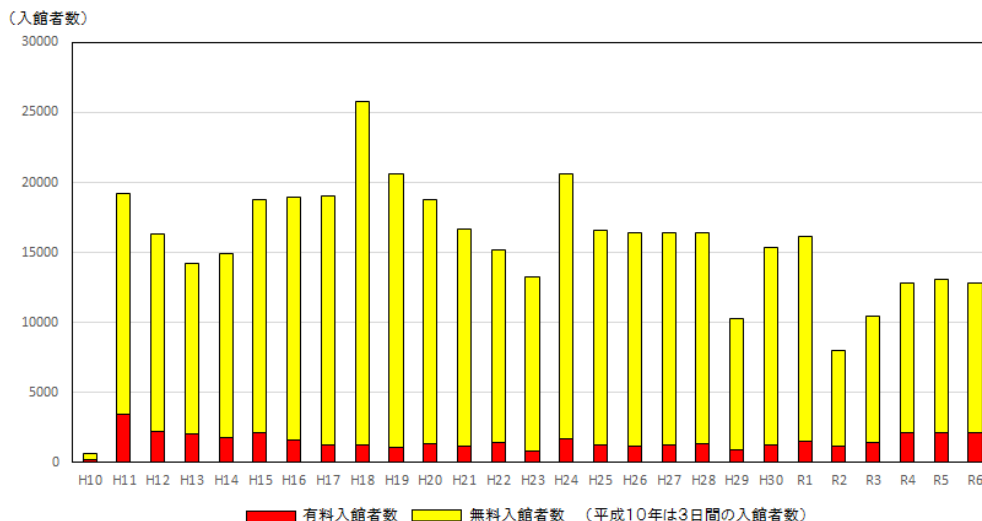


図6-2 多賀町立博物館（常設展示室）入館者数の推移

「令和6年度あけぼのパーク多賀年報 第17号」
（あけぼのパーク多賀、令和7（2025）年）より

（2）活用に関わる事業の状況

指定標本を活用した事業としては、町教育委員会及び多賀町立博物館が主催したものが中心である。そのほかにも、指定される前年度から地域ぐるみで支援していただいた方々による幅広い分野で事業が実施されている。

これまで行われてきた活用に係る経緯は、第3章に整理したとおりである。

2. 活用の課題

（1）指定標本及び模型（レプリカ）の展示等活用

① 展示等の活用

指定された191点のうち112点は常設展示室で閲覧することができるが、ほかの79点は収蔵庫に収められ一般に観察できない。指定標本は全ての部位について樹脂製のレプリカが造られ、さらに全身の復元骨格も制作されている。レプリカは観察しながら触れることができ、また多賀町立博物館外への持ち出しにおいて文化財保護法上の手続きは要しないことから、地域に出かけて参加者に臨場感を持って解説するには有効なものである。

しかし、これらレプリカをはじめ縮小骨格（7分の1）や段ボール全身骨格模型は、活用される頻度・場面は少なく、十分に活かしきれていない。



指定標本の展示（常設展示室）



全身の復元骨格

② 展示ケースの汚損と説明サインの不足

指定標本は約 30 年を経過し常設展示室の展示ケース内の標本の汚れが見られるようになり、設置している土台と標本の接触面が経年変化により圧着する様子もうかがえる。展示ケースが保存管理に適切なもので、来訪者に指定標本の本質的価値が伝わるものであるべきであろう。

展示ケース内の標本の説明も十分とは言えず、展示ケースそのものと指定標本の価値を伝える説明サインの双方を見直す必要がある。

（2）地域への周知

指定標本の保存・活用を進める上で、地域住民の理解と協力は不可欠である。天然記念物指定への取組を開始して以降、出前講座、町民大学、社会教育フォーラム等で地域の方々への広報活動を実施した。その中で、関心を持っていただいた方々が応援団を結成している。天然記念物の答申以降、その応援団は「シガタガゾウのサト祭り実行委員会」として博物館と共に継続的な事業を実施している。

しかしながら、地域住民に指定標本の価値が十分に理解されたとは言えず、また、応援団のあり方や継続性については課題がある。



シガタガゾウのつどい



座談会

地域への周知の例（1）
（シガタガゾウのサト祭り実行委員会による取組）



卒業制作発表会（地元小学生との協働）



ワークショップ

地域への周知の例（2）
（シガタガゾウのサト祭り実行委員会による取組）

（3）まちづくり・観光

国の天然記念物への指定により、指定標本は全国の各種報道機関で取上げられた。また、天然記念物指定の祝賀関連事業による効果で、町外からの多賀町立博物館の来館者数は増加し、平成11（1999）年の開館直後の数に迫った。また、滋賀県はもとより我が国の宝となったことで県内でも関心が高まり、公益社団法人びわこビジュアルズビューローの体験型ツアー「シガリズム」の地域に選定されるなどもしてきた。

しかし、これらの盛り上がりは博物館の来館者増という成果をもたらしたものの、多賀町の観光客増加に寄与するまでには至っていない。

（4）学校教育・社会教育

多賀町のふるさと学習、理科学習において、指定標本は関連して産出した化石標本と共に、重要な教材として出前授業等で度々扱ってきた。

しかし、教員の理解は十分でなく、体系的な学習にもなっていない。また、社会教育における取組は、更に遅れている。



アケボノゾウ発掘地での発掘実習



出前授業の様子

第2節 活用の基本方針

指定標本を適切に保存すると共に、その価値と保存の重要性を普及・啓発して次世代に引き継いでいくため、活用に関する原則と基本方針を以下のとおり定める。

1. 活用の原則

(1) 活用の推進

いかなる場合も、指定標本の保存を前提として活用を推進する。

(2) アケボノゾウ化石の価値を公開・活用

琵琶湖の歴史と、アケボノゾウが生息していた当時の古環境とその生態について効果的に見せる方法や分かりやすい解説による公開・活用に努め、地質学・古生物学の教育普及、次世代の育成や地域の活性化に貢献する。

2. 活用の基本方針

(1) 誇りを持てる地域の宝としての活用

指定標本の価値を高めることによって、より地域住民に親しまれ、誇りとされる天然記念物となるよう努めると共に、学校教育、生涯学習など、あらゆる世代や対象に対して知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。

(2) 地域に貢献する活用

化石は、地質時代に生きた動植物の遺骸が残ったものであり、世代を超えて「ロマン」をかき立てるものである。調査研究から明らかとなる指定標本の詳細と古環境を分かりやすく伝えることで、教育普及や観光等の活用に結びつけ、指定標本の保存管理を地域経済の発展にも寄与させる。

(解説) 指定標本の本質的価値と活用との関連性 ～地域に貢献する天然記念物～

指定標本の本質的価値は、「大きく環境が変化する新生代前期更新世を代表する大型哺乳類」であり、「日本列島で適応進化した固有種」であることにある。ほぼ1個体分の部位が産出したことから全身復元骨格や生態模型が制作されており、古琵琶湖の変遷における一時代の代表的な大型哺乳類である。古琵琶湖のみならず日本列島の環境変化の中で進化を続けたアケボノゾウは古環境の復元を描く上で重要な役割を担い、学術研究はもちろん教育普及にとっても重要なモチーフである。また、このような価値は観光資源としても十分有効である。

今後、指定標本に関する調査研究を進め、天然記念物の価値の向上と成果の発信に努めることは、地域住民の地域への誇りの醸成と地域経済の発展に大きく貢献できる可能性を高めるものである。

第3節 活用の方法

指定標本については、すでにさまざまな活用が図られているところである。一方で、地域への浸透や継続性など、指定標本の活用に係る課題も多いところではある。指定標本の活用に係る現状と課題を基に、指定標本の活用の原則と基本方針に従い、適切に活用するための方法を以下のとおり計画する。

1. 指定標本の本質的価値を高めるための活用

(1) 本質的価値を周知、普及するための活用

指定標本が引き続き常時見学できるよう、展示ケースによる保存展示を継続すると共に、より分かりやすく伝わる展示手法等を用いて周知する。あわせてレプリカ等の効果的な活用方法を検討し、指定標本の本質的価値の普及に努める。

[指定標本の本質的価値普及につなげる取組内容（例）]

- ア. 講演会、シンポジウム、企画展などを通じて公開し周知。
- イ. 常設展示室の解説を充実し、保存展示の継続。
- ウ. 新たな知見に基づくアケボノゾウの生態復元と常設展示室で視聴できる映像の制作。
- エ. 貸出レプリカキットと解説書や利用マニュアルを整備。
- オ. 段ボール全身復元骨格組立て標本の積極的活用。
- カ. 縮小模型組立て試作標本を工作教室などで気軽に活用できるように改善。

2. 地域への貢献につなげる活用

(1) 地域づくりへの貢献

指定標本は、多賀町町勢要覧にも取り上げられている地域のシンボルであり、郷土の誇りとして重要である。指定標本が地域づくりに貢献できるよう、次の事項に取り組む。

[地域づくりにつなげる内容（例）]

- ア. 行政担当者が地域をシンボライズする日として「ゾウの日」や「ゾウの月」を制定。
- イ. 郷土の宝として地域の人に愛着や親しみを持ってもらえるよう、様々な機会を捉えて天然記念物の価値を学ぶ説明会等普及啓発を図る取組を実施。
- ウ. 「シガタガゾウのサト祭り実行委員会」など地域まちづくりの団体や博物館サポーターの協力による事業活動やSNSによる情報発信等、多様な手法を用いた広報活動とその担い手の育成。

- エ. 土地所有者の理解と協力を得ながら産出地に説明看板を常時設置するなど、現地で指定標本の価値の理解醸成ができる取組を推進。
- オ. 一般の方々に興味関心を持ってもらえるよう、指定標本と古琵琶湖の変遷を結びつけた物語づくりを推進。

(2) 地域観光への貢献

多賀町では第6次多賀町総合計画において、観光分野で「多賀エコミュージアム構想の推進」を掲げ、その中核に多賀町立博物館を位置付けている。観光業は関連する産業の裾野が広く、町全体の地域経済発展に貢献するものである。指定標本が「地域管区尾の発展」に貢献し、地域の経済の活性化に役立つよう、次の事項に取り組む。

[地域観光への貢献につなげる活動(例)]

- ア. アケボノゾウ化石が地域のシンボルとして商業活動や地元農産物のブランディング化に寄与する活動。
- イ. 化石に興味関心がない人々にも楽しく分かりやすい説明を心掛けると共に、食など広い分野を巻き込んだ事業への支援。
- ウ. 広域交通網における案内板・道路案内標識の設置(例:名神高速道路多賀サービスエリア、スマートインターチェンジ出口など)。
- エ. 町内への主要な観光等拠点での情報提供の工夫(例:多賀大社、多賀大社前駅周辺の解説看板などで、参拝客を博物館へ誘う工夫)。
- オ. 地元観光協会や公益社団法人びわこビジターズビューローなどと情報共有し、協働で広報活動を推進。

(3) 学校教育・社会教育への貢献

指定標本は、生物の進化と絶滅、地球の歴史を語る証人であり、今後の地球環境を考える上で重要な情報をもたらすものである。そうした重要な役割を持つ指定標本は、学校教育・社会教育の現場で果たす役割は大きいと考える。指定標本が学校教育・社会教育に貢献できるよう、次の事項に取り組む。

[学校教育・社会教育につなげる活動(例)]

- ア. ふるさとの自然のシンボルとして、園小中学校の教育課程に組入れ。
- イ. 子供たちによるマスコットキャラクターづくりや案内ボランティアの育成。
- ウ. 発掘現場を利用した教員、児童生徒の化石や地層の野外実習の実施。

- エ. 貸出レプリカキットの解説書や利用マニュアルを用いて学校や公民館等での出前授業や講座の実施。
- オ. 公民館を拠点とした「ゾウを学ぶ講座」などを設置し、段ボール全身骨格標本の展示、定期的な講演会や学習会の実施。
- カ. 博物館サポーターや多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトの発掘お助け隊がリーダーとなる、町民参加の体験型発掘調査活動を企画、実施。

3. 未指定の化石標本、化石産出地、露頭の活用

(1) 部位未確定のアケボノゾウ化石

指定標本のうち 23 点は部位が不明の骨片であるが、その他にもクリーニング途中で粘土混じりの骨片も保管されている。今後、これら未指定の骨片化石についても指定標本に加えていくか検討の必要がある。

(2) 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトによる収集標本

多賀町四手の古琵琶湖層群から産出する化石は、指定標本の価値を高める重要な意味を持つ。多賀町立博物館では平成 25 (2013) 年以降、指定標本の産出地の北約 100m の地点で発掘調査を継続しており、動植物化石約 3,000 点が収集されている。これらの標本は多賀町立博物館に保管しており、琵琶湖博物館や滋賀県立大学の協力を得て研究を進め報告書を刊行している。

今後、未指定のこれら化石標本を適切に保管した上で、更なる活用方法を関係者の協力を得、委員会等で協議する。

第7章 調査

第1節 調査の課題

第2節 調査の基本方針

第3節 調査の方法

第1節 調査の課題

指定標本は、地域住民や県内外の地学研究者の協力、さらに産出地の地権者・管理者の協力によって短期間に発掘された。そして、その後も指定標本の収蔵と研究が行われてきた。今後、更なる調査研究を進める上での現状と課題を整理する。

1. 調査の現状

(1) 指定標本に係る学術研究

指定標本は発見後、コウガゾウとの骨格比較や骨格復元などを通じて下顎骨、体幹、体肢骨のアケボノゾウの形態的特徴について研究が進められ、全身復元骨格や生態模型が制作された。現在、全身復元骨格は豊橋市自然史博物館（愛知県）、愛川町郷土資料館（神奈川県）、大阪府富田林市、三重県総合博物館、飯田市美術博物館（長野県）、そして琵琶湖博物館の6か所で複製が保管されている。

また、指定標本を基にしたアケボノゾウの復元画も協力者により描かれている。さらに、指定標本の各部位については、多賀町立博物館収蔵目録第2号「アケボノゾウ化石多賀標本目録」（令和4年3月発刊）に記載されている。

(2) 指定標本と関連する学術研究

指定標本の産出地からは、指定標本の発掘後も発掘が続けられ、シカ類、爬虫類、昆虫類や植物などの化石標本が発掘され、地学関連学会等において学術的な報告がなされている。これらの化石標本は、例えば植物化石については湿生環境が広がっていたことが分かるなど当時の自然環境を推定する根拠となる。

指定標本の産出地にはまだ多くの植物・動物の化石が存在していると考えられ、これらの調査を進めることは、アケボノゾウが生息していた頃の古環境を明らかにし、かつ、古琵琶湖の時代の動物相や植物相の解明に貢献するものである。

2. 調査の課題

(1) 本質的価値に係る課題・要素

指定標本は、多賀町立博物館収蔵目録には一覧として整理されているものの、記載論文については未了である。指定標本の記載論文が完成することは、今後の研究の基盤となる。また、近年は化石研究においてもX線技術やデジタルデータ分析等の研究が進んでいるが、指定標本に関してはそうした研究計画には至っていない。そのほかにも、本質的価値に係る課題はいくつか挙げられるところである。

指定標本の本質的価値に係る課題・要素を次に列挙する。

[本質的価値に係る課題・要素]

- ア. 記載論文が未刊行。
- イ. 指定標本の未発見部位の再発掘調査が未着手。
- ウ. 指定標本を用いた調査計画（最新技術による分析等）が未策定。
- エ. 産出地が私有地（企業用地）であるため追加調査の実施は不確実。
- オ. アケボノゾウの全身復元骨格の再検討。

(2) 本質的価値に関連する課題・要素

指定標本の産出地では、従来、地質学的総合調査（多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト）が行われ、一般市民も交えた調査活動が行われてきた。しかし、現在はその活動は休止し、報告書（Vol. 2）も未刊行である。

アケボノゾウの生態や進化史、生活史に関しては、調査テーマの検討にも至っていない。

(3) その他の価値に係る課題・要素

前項の多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトは、市民参加型調査として実施されたものである。

こうした活動が休止状態であることは、地域住民の関心の低下や人材育成の機会を減少させることにつながると懸念される。

第2節 調査の基本方針

指定標本について、今後も調査を実施することは、指定標本の価値を高めることにつながる。調査に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 調査の基本方針

指定標本の調査は、アケボノゾウという種の特徴（形態、生態、進化史）の理解と生息環境の解明に向けて行う。その際、地域の方々の理解を得ながら、産出地周辺調査をはじめ、最新の研究手法を用いて以下の観点を基に調査を進めるものとする。

[調査の基本方針]

- ア. 指定標本の本質的価値を調査によって明らかにし、学術研究の対象として適した化石標本であることを広く周知する。
- イ. 指定標本の本質的価値に関連する事項を調査によって明らかにし、琵琶湖の変遷史、アケボノゾウが生息していた頃の古環境や進化史について学び感じとることができるように進める。
- ウ. 指定標本とその産出地において、体験型調査等を実施し、地域住民に親しまれ、誇りとされる天然記念物となるように努める。その際、地域内外での学校教育、社会教育等、あらゆる世代や対象に対して知的好奇心やニーズを満たすように努める。

2. 調査を継続するための留意事項

指定標本に関しては、記載論文の完成が急がれるところである。そして記載論文完成後も学術研究が続けられる体制を築くことが重要であり、そのことを念頭に調査を行うことが求められる。

さらに、指定標本の産出地は私有地であることから、今後も古環境調査が継続できるように所有者とは日頃より連絡を密にし、信頼関係を築き維持することが肝要である。

第3節 調査の方法

本章第2節で定めた調査に関する基本方針を踏まえて、具体的にどのような方法で調査を進めるか、以下に示す。

1. 本質的価値に係る調査

(1) 基礎的な学術研究

指定標本に関して、種の持つ形態的な特徴を計測値や図を用いて正確に記述するなどし、これを記載論文として完成させる。

記載論文を完成させることは、指定標本の学術的な礎として必要である。

(2) 全身復元骨格の再検討

指定標本に基づき復元された全身骨格は、その後の研究により肩甲骨の位置や寛骨の傾き等に再検討が必要との指摘もある。

今後、指定標本と他のアケボノゾウ化石標本の比較研究を進め、正確な全身骨格の復元を実現する。

(3) 最新技術による化石のデータ分析

指定標本の記載論文を基に、部位ごとに画質の高い画像撮影を行い、これを3Dデジタルデータとしてストックする。3Dデータを持つことによって、また、その一部は公開するなどによりアケボノゾウを取り巻く研究が発展する可能性があり、その礎として記録が求められる。

その他、最新のX線CTスキャンやデジタル技術などを用いた化石の分析を検討する。

(4) 指定標本の未発見部位の再発掘調査

指定標本を構成する化石標本について、産出地には未発見の部位が存在していることが考えられる。

未発見部位の発見により、指定標本の価値を更に高めることが期待できる。

2. 本質的価値に関連する調査

(1) 古琵琶湖層群の地質学的総合調査の再開

指定標本の発掘後、平成25(2013)年から「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト」が始まり、研究者、市民、企業の連携による産出地周辺の古琵琶湖層群の調査が行われてきた。この地域の古琵琶湖層群は蒲生層と呼ばれ、古い甲賀湖から新しい堅

田湖へと移り変わる過渡期の重要な時代の地層である。しかし、古琵琶湖層群全体の中でも分布域は狭く、発見される化石が少なく研究が進んでいない。

したがって、地質学的な総合調査再開の意義は大きく、琵琶湖全史における指定標本の価値を高めることが期待できる。

(2) アケボノゾウの他の産出標本との比較

アケボノゾウは、岩手県中部を北限に国内各地から産出している。これら、全国のアケボノゾウ化石との比較調査を行うことで、アケボノゾウの種の分化に関する詳細な分析ができ、さらには日本列島の環境変遷史を明らかにすることが期待できる。

3. その他の価値に係る調査

(1) 市民参加型の調査の再開・継続

「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト」は、平成 25 (2013) 年から令和 5 (2023) 年まで 10 年間継続して実施し、延べ参加者 (登録発掘隊員) は 1,000 人を超えた。参加者の構成は、研究者、教育者、企業などであったが、およそ 3 分の 2 は一般市民で、親子づれも多かった。

こうした市民参加型の調査を再開することで、研究成果と指定標本とを結びつけて地域を活性化させることが期待できる。

(2) 体験型調査の実施

指定標本を用いての教育普及活動は、制約が多い。しかし、全ての標本についてレプリカ標本が制作され、全身復元骨格や生態模型も制作されている。したがって、レプリカ標本を用いてアケボノゾウ化石の観察や計測をする調査体験を実施することができる。

今後、学校教育や社会教育の場でレプリカ標本が利用されることにより、子どもたちや町民の関心が高まり、指定標本がより評価され、指定標本に関連する調査が更に進められることが期待できる。

第8章 整備

第1節 整備の課題

第2節 整備の基本方針

第3節 整備の方法

第1節 整備の課題

指定標本は令和4(2022)年3月15日に国の天然記念物に指定され、令和5(2023)年度以降は多賀町立博物館にて収蔵・展示されている。以下に、今後の保存と活用を維持向上させる上での現状と課題を整理する。

1. 整備の現状

指定標本が収蔵・展示されている多賀町立博物館は、平成5(1993)年にアケボノゾウの全身骨格化石が発見されたことを機に、地域の自然史・地質・文化を学び、展示する施設整備の必要性があるとして平成11(1999)年3月27日に開館した。同博物館は、図書館や文化財センターを併設する複合施設(あけぼのパーク多賀)として整備されている。

指定標本は、多賀町立博物館の常設展示の一角に設けられた展示コーナーと、収蔵庫にて保存管理されている。



図8-1 指定標本が設置されている多賀町立博物館位置

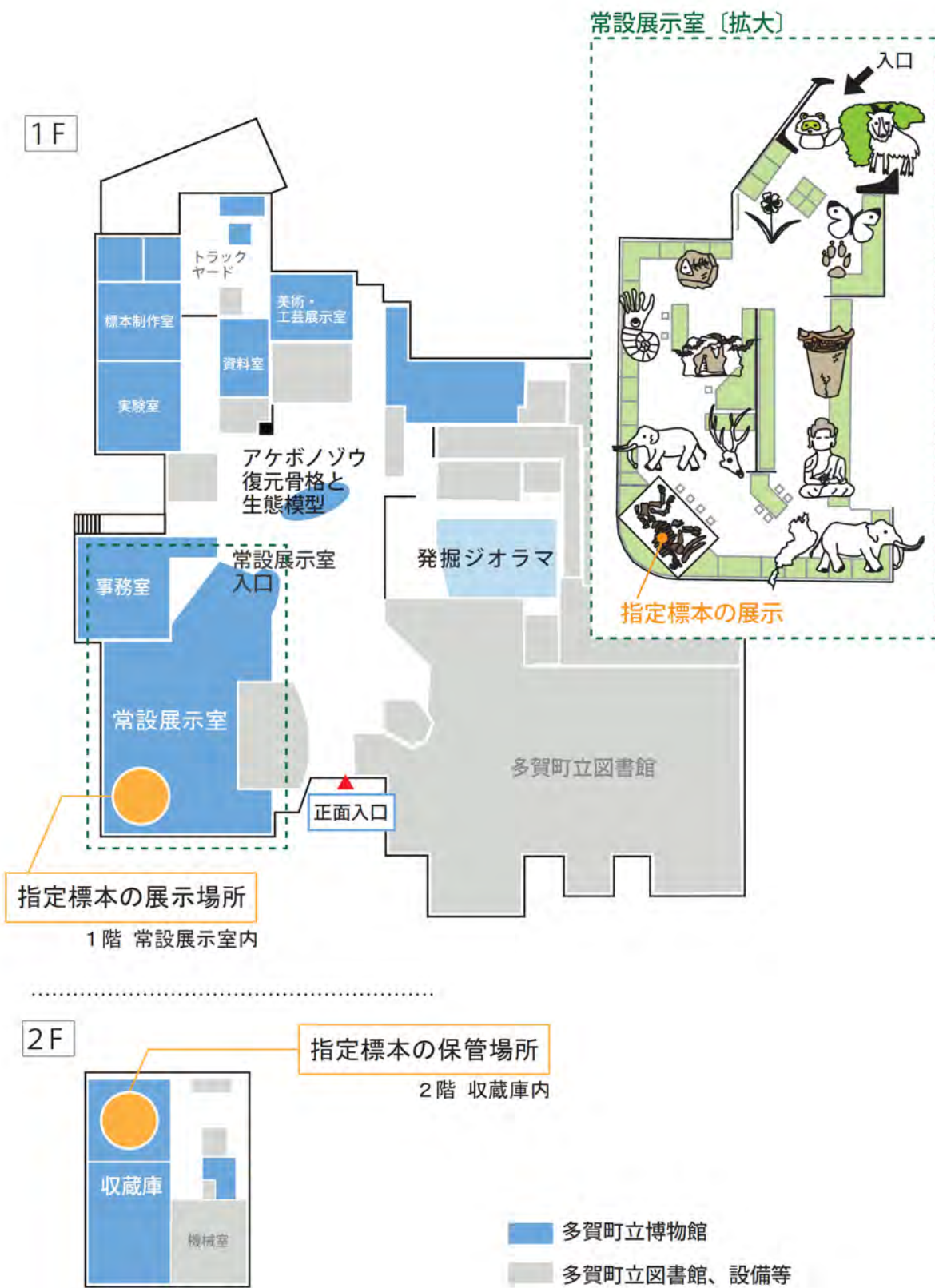


図8-2 多賀町立博物館見取り図と指定標本設置位置

2. 整備の課題

(1) 防災（火災・地震）

指定標本を収蔵する多賀町立博物館は鉄筋コンクリート造の堅牢な建築物で、ハザードマップ上では浸水想定や土砂災害警戒区域から外れている。一方で、同博物館はハザードマップ上、液状化の可能性は小さいとされるものの南海トラフ巨大地震発生時には震度6弱の揺れが想定される立地にある。これに対して、地震発生時において指定標本の棚からの落下への備えなど、防災・防火への十分な備えがあるとは言い難い。

(2) 防犯

指定標本が保存管理されている収蔵庫は、一般来訪者はアクセスできず、多賀町立博物館の関係者のみが立ち入ることができる。収蔵庫に防犯カメラは無いものの、施錠管理はできる構造となっている。指定標本が展示されている常設展示には、その入口に受付があり、同博物館の開館時には職員が常時在席している。しかし、受付から展示場所を直接視認することはできず、また、防犯カメラの設置も無い。盗難・落書き等のき損への対策は、十分とは言えない。なお、常設展示及び収蔵庫とも窓は無く館外から侵入はできない。

(3) 保存環境の改善

指定標本が保存管理されている展示ケースは、常設展示に設置されており、強化ガラスで製造されたケース内にある。温度は常設展示の空調での管理となっており、湿度は特段調整されていない。展示ケースは、開館時には常時、LED灯が点灯されている。指定標本が保存管理されている収蔵庫では、地震時の飛び出し防止ネットを設置した標本棚（床固定）にプラスチックコンテナ内に入った状態で保管されている。収蔵庫内において除湿はされているが、温度管理はなされていない。



指定標本の展示ケース



ケース内で台座に設置されている指定標本



指定標本が設置されている収蔵庫内標本棚
(標本棚は床固定、地震時の飛び出し防止
ネットを設置)



収蔵庫での指定標本の保存状況

(4) 常設展示リニューアル

現在の常設展示は、平成 11 (1999) 年の多賀町立博物館の開館以来改定されていない。展示ケース内の標本の説明も開館当時のものであり、国の天然記念物に関する詳細解説は無い。

また、常設展示室の展示ケースは中の汚れが目立ち、標本は設置している土台との接触面が経年変化により圧着する様子もうかがえる。



指定標本の展示 (常設展示室)



指定標本の展示ケース内

第2節 整備の基本方針

指定標本を適切に保存すると共に、その価値と保存の重要性を普及・啓発して次世代に引き継いでいくため、整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 整備の基本方針

指定標本に係る整備は、指定標本の保存管理を適切に維持し、本質的価値を更に高めるために行う。

第3節 整備の方法

本章第2節で定めた整備に関する基本方針を踏まえて、具体的にどのような整備を進めるか、以下に示す。

1. 指定標本の防災・防犯等の強化

(1) 防災（火災・地震）

ハード面において、地震に対しては、常設展示室及び収蔵庫の双方において、指定標本の周囲での耐震補強を措置する。

また、防火に対しては火災報知器と消火設備の適切な設置等を検討し、必要な措置を執る。

また、ソフト面においては施設内の巡視において防災・防火に対する要点を検討し、日々の点検を行うと共に、災害発生時の行動計画の策定等を進める。

(2) 防犯

ハード面において、常設展示及び収蔵庫共に防犯カメラの設置を検討し、また、収蔵庫においては防犯性能の高い錠への変更や補助錠の設置を検討する。

ソフト面においては、防犯の観点から不審者が侵入しにくいよう博物館職員からの積極的な声掛けや見回りを強化する。また、日常的に、町、所轄警察署等が連携を密に図りながら、緊急時に備える。

2. 指定標本の保存・活用の強化

(1) 保存環境の改善

常設展示で保存管理されている指定標本の展示ケースは、耐震機能を備え、標本の劣化を防ぐ最新の機能を備えたものに整備する。その際、照明には化石標本の退色を防止するLED照明としたり、温湿度が化石標本の保存管理に適した状態を維持できる機能を備えたりするなど、保存環境を改善する仕様のものとする。

(2) 常設展示リニューアル

指定標本の発掘後も、産出地では市民協働により発掘調査は進められ多くの化石標本を得ており、研究者らの尽力により当時の古環境の分析が進んできている。そうした新しい知見や国の天然記念物指定の経緯等の解説については現在の展示では触れられておらず、デジタル技術も導入した新たな展示リニューアルを推進する。

第9章 計画の実施工程と運営・体制等

- 第1節 計画のスケジュール
- 第2節 実施体制と役割分担
- 第3節 経過観察（モニタリング）

第1節 計画のスケジュール

本計画を効果的に促進するため、表9-1のとおり工程を計画する。

表9-1 アケボノゾウ多賀標本保存活用計画の実施スケジュール

項目	長期的な取組 R18(2036)～				
	中期的な取組 R13(2031)～R17(2035)				
	短期的な取組 R8(2026)～R12(2030)				
保存管理	保存管理マニュアル作成 定期的点検(モニタリング)				
	台座点検 修繕・台座追加制作				
	温度・湿度管理設備導入 温度・湿度の一定管理				
	3Dデータ構築				
活用	価値の普及				
	地域づくり・地域観光への貢献				
	教材づくり 制作した教材を活用した学校教育・社会教育活動				
	企画展示(適宜実施)				
調査	記載論文投稿完了				
	最新技術による化石データ分析				
	未発見部位の再発掘調査				
整備	火災・地震対策・防犯検討 火災・地震・防犯対策実施・管理				
	展示リニューアル計画策定				
	展示リニューアル				

第2節 実施体制と役割分担

指定標本は、管理者である多賀町が適切に保存管理する。その実務は多賀町立博物館が担い、保存・管理と一体的に行う。その際、関係機関と連携して推進することとするが、その実施体制と役割分担を次のとおり整理する。

1. 実施体制

本計画の推進に係る運営体制を図9-1のとおり整備する。すなわち、多賀町立博物館は、日頃から文化庁・滋賀県との情報共有・連絡調整を密にし、必要な指導・助言を得ながら、指定標本の適切な保存活用を進める。

多賀町立博物館では1回/年、関係者による「多賀町立博物館協議会（多賀町立博物館協議会運営規則（平成10年教委規則第4号）により設置）」を開催している。同協議会の構成員は本計画の委員も含まれていることもあり、今後は同協議会に本計画の進捗状況等について報告・評価し、課題解決を進め適切な保存・活用を行う。

ここで、化石等に関する地質学の専門的な内容について協議が必要となった際は、アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会（令和10年3月まで）に関わった専門家を中心に必要な意見を聞くこととする。その他、本計画は、市民、企業、他博物館との協働・連携しながら推進する。

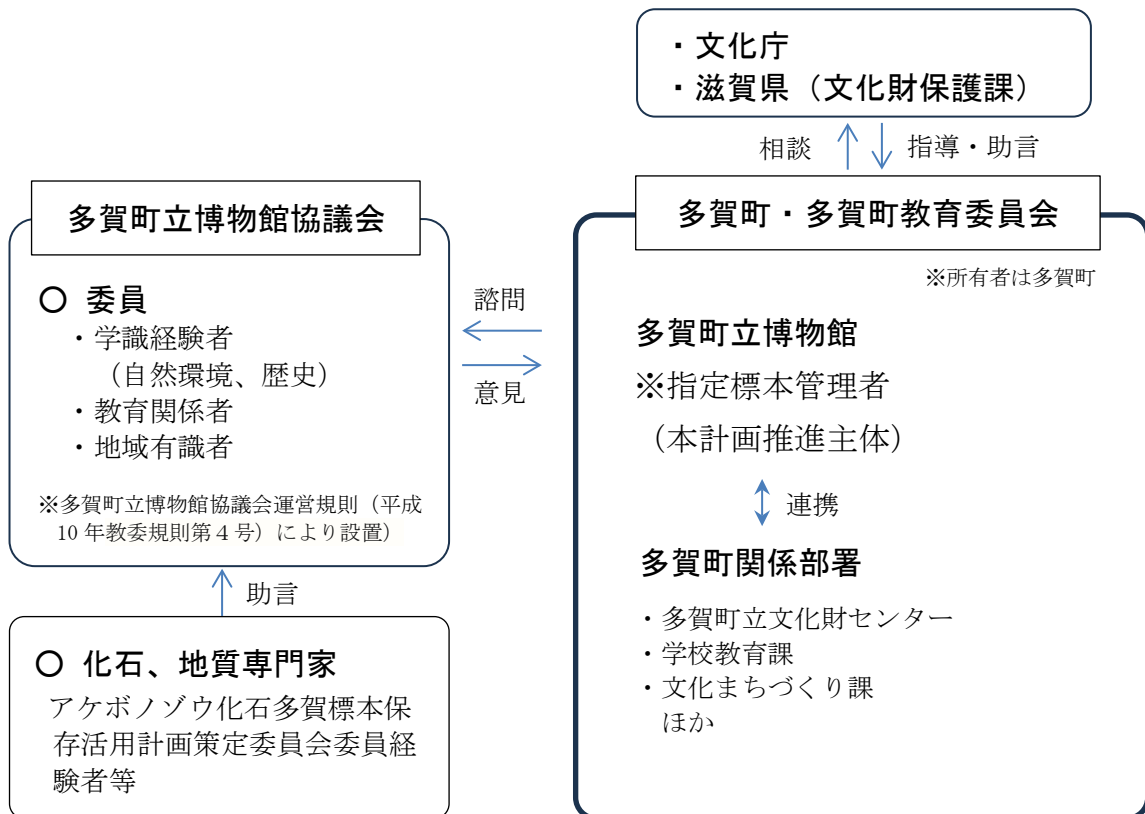


図9-1 アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画の推進体制

2. 計画推進の役割分担

本計画は、本町が主体として推進するものであるが、国指定天然記念物の保存・活用は地域社会全体で支えるものである。そのため、本計画の推進は、多賀町立博物館が主としつつ、町民・地域団体等との協働のもと、持続的な保存と適切な活用を図る。

(1) 主たる計画推進主体の役割

本計画は、多賀町立博物館を中心として町内関係部署と連携して推進する。その際、滋賀県の協力を得て遂行する。

○多賀町

[多賀町立博物館]

本計画の核を担う。指定標本の保存管理の責任を負い、多賀町関係部署と連携しながら保存管理、活用、調査、整備を行う。

また、町民や研究機関との連携取組を積極的に推進する。

[多賀町立文化財センター]

指定標本の保存管理、活用、調査、整備の状況を監視する。

また、滋賀県、文化庁との連携窓口を担う。

[学校教育課]

本計画のうち、指定標本の活用に関連し、学校教育等につながる活動を支援する。

[文化まちづくり課]

本計画のうち、指定標本の活用に関連し、町内外への情報発信等に協力する。

○滋賀県（文化財保護課）

指定標本の保存管理、活用、調査、整備の状況について必要な指導・助言を行う。また、多賀町、文化庁との連携窓口を担う。

(2) 町民・地域団体等の役割（参加・連携）

本計画は、多賀町内外の町民・市民や研究者等の参画を得て推進するものである。

計画推進主体は町民・地域団体等が参加・連携できる仕組みを整備する。

○シガタガゾウのサト祭り実行委員会

多賀町立博物館と連携し、アケボノゾウ化石をテーマに、地域の歴史・文化・アートを結びつけ、多賀町の認知度向上や観光振興につながる活動に取り組む。

○町民及びその他地域団体

国指定天然記念物である「アケボノゾウ化石多賀標本」を地域の宝として大切に思う気持ちを共有し、本計画に沿った取組に参加・連携する。

第3節 経過観察（モニタリング）

本計画の推進と実現に向けて、保存管理、活用、調査、整備の各章で検討した事項の実施及び達成状況の把握のため、経過観察を定期的に行う。経過観察の結果により、本計画の実施状況の確認と課題抽出も行き、本計画の見直しも行う。

1. 経過観察（モニタリング）の方法

本計画で示した事項は、その実施状況を年度ごとに確認する。現状把握については表9-2のとおり、保存管理、活用、調査、整備、運営体制の項目ごとに実施状況を整理し、達成の有無を確認する。

確認方法は、項目ごとに帳票等を作成したり、必要に応じて利用者アンケートや聞き取り等の手法も取り入れる。なお、達成できなかった事項については、その理由を分析して今後の取組に活かすこととする。

経過観察の結果は、多賀町立博物館が運営する博物館協議会にて情報共有し、評価する。

表9-2 経過観察（モニタリング）の視点

分類	点検項目設定の視点
保存管理	<input type="checkbox"/> 指定標本のモニタリングが確実に実行されているか。 <input type="checkbox"/> 指定標本は確実に保護されているか。 <input type="checkbox"/> 現状変更に係る手続きは確実に運用されているか。
活用	<input type="checkbox"/> 天然記念物の本質的価値を学び理解できるようになっているか。 <input type="checkbox"/> 教育機関との連携ができているか。 <input type="checkbox"/> 体験学習、イベント等は行われているか。 <input type="checkbox"/> 分かりやすい情報発信は十分できているか。
調査	<input type="checkbox"/> 本質的価値を高める調査研究が進んでいるか。 <input type="checkbox"/> 継続的な調査研究が行われているか。
整備	<input type="checkbox"/> 指定標本を保護するための施設・設備等の整備は進んでいるか。 <input type="checkbox"/> 老朽化した設備はないか。 <input type="checkbox"/> 活用を円滑に推進するための整備は進んでいるか。
運営体制	<input type="checkbox"/> 事業遂行体制は整っているか。 <input type="checkbox"/> 国・県・町の関連部署との連携や情報共有はできているか。 <input type="checkbox"/> 町民と協働した取組は実現できているか。 <input type="checkbox"/> 計画推進のための必要な予算は確保されているか。

資 料 編

- ・アケボノゾウ化石多賀標本一覧
- ・アケボノゾウ化石多賀標本関連文献一覧
- ・アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会設置要綱
- ・アケボノゾウ化石多賀標本の館内移動について（留意事項）
- ・関係法令等抄録（本文中に引用されている条文のみ掲載）

アケボノゾウ化石多賀標本一覧

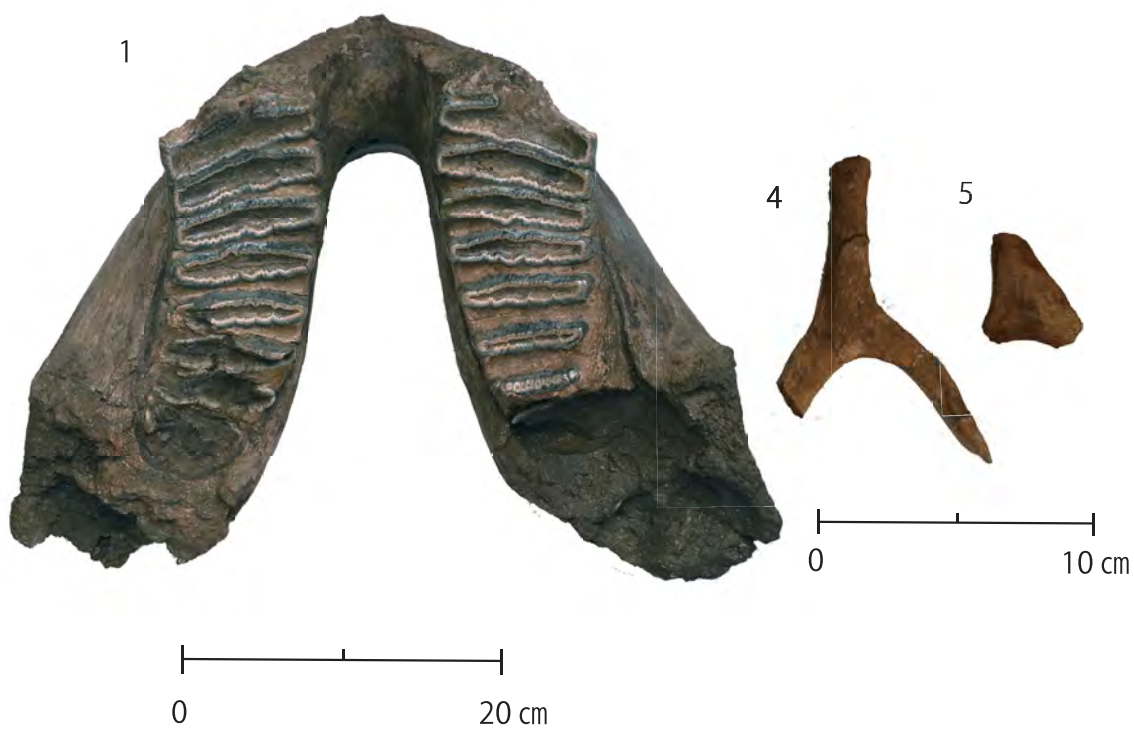
アケボノゾウ化石多賀標本一覧

指定登録番号	多賀町立博物館 標本登録番号	部位		状態			保管場所			本編 図3-3 対応 部位	備考	
				ほぼ完全	不完全	破片	展示室	収蔵庫	一部収蔵庫			
1	TG-V-000001	頭	下顎骨			○		●			●	左右の臼歯を含む
2	TG-V-000002		切歯	右	○			●			●	
3	TG-V-000003			左	○			●			●	
4	TG-V-000004		茎状舌骨	右	○			●			●	
5	TG-V-000005			左			○		●		●	
6	TG-V-000006	頸椎	環椎	○			●		○	●	2つに分離した環椎	
7	TG-V-000007		環椎				●		○	●		
8	TG-V-000008		軸椎	○			●			●		
9	TG-V-000009		第3頸椎		○			●		●	2つに分離した第3頸椎	
10	TG-V-000010		第3頸椎					●		●		
11	TG-V-000011		第4頸椎	○			●			●		
12	TG-V-000166		第5頸椎			○	●		○	●		
13	TG-V-000012		第6頸椎		○			●		●	2つに分離した第6頸椎	
14	TG-V-000165		第6頸椎					●		●		
15	TG-V-000013		第7頸椎			○		●		●		
16	TG-V-000190		不明頸椎			○		●		●		
17	TG-V-000014		胸椎	第1胸椎			○		●		●	
18	TG-V-000015			第2胸椎	○			●			●	
19	TG-V-000016			第3胸椎	○			●			●	
20	TG-V-000017			第4胸椎		○		●		○	●	
21	TG-V-000018			第6胸椎		○			●		●	
22	TG-V-000019	第7胸椎			○		●			●		
23	TG-V-000020	第9胸椎			○		●			●		
24	TG-V-000021	第10胸椎			○		●			●		
25	TG-V-000168	第12胸椎			○		●			●		
26	TG-V-000170	第13胸椎		○			●			●		
27	TG-V-000169	第15胸椎			○		●		○	●		
28	TG-V-000022	第17胸椎				○		●		●		
29	TG-V-000023	第18胸椎		○			●			●		
30	TG-V-000024	第19胸椎			○		●		○	●		
31	TG-V-000025	第20胸椎	○			●			●			
32	TG-V-000026	腰椎	第4腰椎	○			●		○	●		
33	TG-V-000034		腰椎右腰椎弓			○		●		●		
34	TG-V-000114		腰椎			○		●		●		
35	TG-V-000027	尾椎	尾椎		○		●		○	●		
36	TG-V-000028		尾椎	○			●		○	●		
37	TG-V-000029		尾椎		○		●		○	●		
38	TG-V-000030		尾椎		○		●			●		
39	TG-V-000167		尾椎			○	●			●		
40	TG-V-000032	不明椎骨	椎弓棘突起			○		●				
41	TG-V-000033		椎骨			○		●				
42	TG-V-000034		右椎弓棘突起			○		●				
43	TG-V-000186		棘突起片			○		●				
44	TG-V-000188		胸椎棘突起根元			○		●				
45	TG-V-000035	胸骨	胸骨柄	○			●		○	●		
46	TG-V-000038	肋骨	右第4肋骨		○			●		●		
47	TG-V-000040		右第5肋骨		○			●		●		
48	TG-V-000043		右第6肋骨		○			●		●		
49	TG-V-000046		右第8肋骨		○			●		●		
50	TG-V-000049		右第10肋骨			○		●		●		
51	TG-V-000052		右第12肋骨			○		●		●		
52	TG-V-000054		右第14肋骨			○		●		●		
53	TG-V-000059		右第16肋骨			○		●		●		

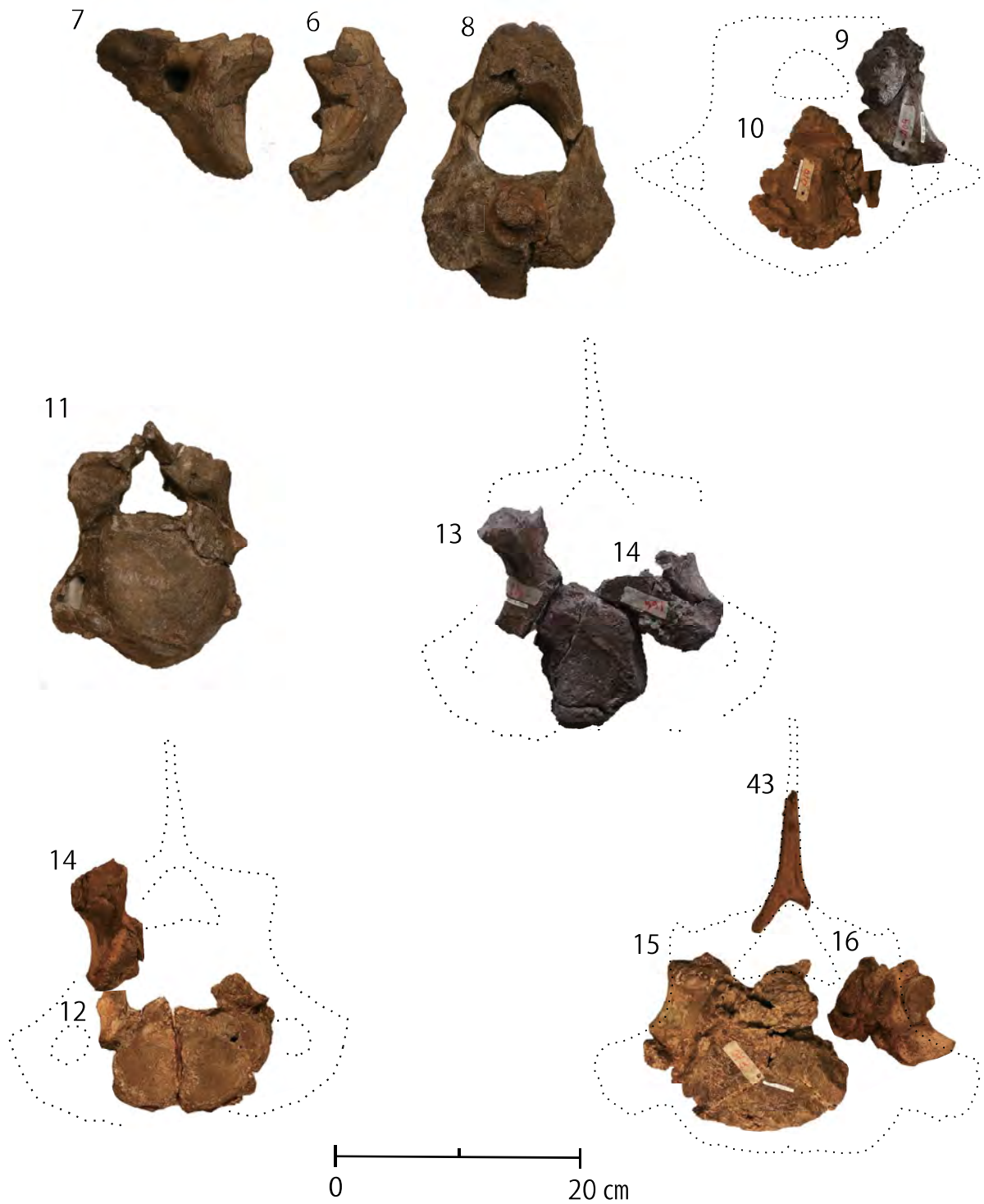
指定登録番号	多賀町立博物館 標本登録番号	部	位	状態			保管場所			本編 図3-3 対応 部位	備 考			
				ほぼ 完全	不完全	破片	展示室	収蔵庫	一部 収蔵庫					
54	TG-V-000056	体幹	肋骨	右第17肋骨			○		●		●			
55	TG-V-000066			右第19肋骨		○				●		●		
56	TG-V-000036			左第1肋骨	○			●		○		●		
57	TG-V-000037			左第2肋骨		○		●				●		
58	TG-V-000042			左第3肋骨		○		●				●		
59	TG-V-000039			左第4肋骨		○		●				●		
60	TG-V-000041			左第5肋骨		○		●				●		
61	TG-V-000044			左第7肋骨		○		●				●	肋骨と肋骨頭 とに分離	
62	TG-V-000045			左第7肋骨			●							
63	TG-V-000047			左第8肋骨		○		●		○		●		
64	TG-V-000048			左第9肋骨	○			●				●		
65	TG-V-000050			左第10肋骨		○		●		○		●		
66	TG-V-000051			左第11肋骨		○		●				●		
67	TG-V-000053			左第12肋骨			○	●		○		●		
68	TG-V-000055			左第13肋骨		○		●				●		
69	TG-V-000058			左第15肋骨			○	●				●		
70	TG-V-000057			左第16肋骨			○	●				●		
71	TG-V-000061			左第17肋骨		○		●				●		
72	TG-V-000063			左第18肋骨		○		●				●		
73	TG-V-000062			左第20肋骨			○	●		○		●		
74	TG-V-000060			肋骨			○			●				
75	TG-V-000064			肋骨片			○			●				
76	TG-V-000065			肋骨片			○			●				
77	TG-V-000067			肋骨片			○			●				
78	TG-V-000070			肋骨片			○			●				
79	TG-V-000068			中位肋骨片			○			●				
80	TG-V-000069			中位肋骨片			○			●				
81	TG-V-000071			肋骨遠位端			○			●				
82	TG-V-000073			肋骨椎骨片			○			●				
83	TG-V-000187			肋骨			○			●				
84	TG-V-000192			右中位肋骨			○			●				
85	TG-V-000193			左中位肋骨頭			○			●				
86	TG-V-000194			肋骨片			○			●				
87	TG-V-000195			肋骨片			○			●				
88	TG-V-000196			肋骨片			○			●				
89	TG-V-000197			肋骨片			○			●				
90	TG-V-000198			肋骨片			○			●				
91	TG-V-000199			肋骨片			○			●				
92	TG-V-000401			肋骨片			○			●				
93	TG-V-000402			肋骨片			○			●				
94	TG-V-000404			肋骨片			○			●				
95	TG-V-000074			肩甲骨	右肩甲骨		○			●			●	
96	TG-V-000075			上腕骨	右上腕骨	○				●		○	●	上腕骨と滑車 の外側が分離
97	TG-V-000076				右上腕骨					●		○		
98	TG-V-000077	尺骨	右尺骨		○			●		○	●			
99	TG-V-000078		左尺骨		○				●		●			
100	TG-V-000079	橈骨	右橈骨		○			●		○	●			
101	TG-V-000080		左橈骨		○				●		●			
102	TG-V-000171	手根骨	右舟状骨		○			●		○	●			
103	TG-V-000172		右月状骨			○			●		○	●		
104	TG-V-000173		右三角骨	○					●			●		
105	TG-V-000174		右豆状骨	○					●			●		
106	TG-V-000175		右大菱形骨	○					●			●		
107	TG-V-000176		右小菱形骨	○					●			●		

指定登録番号	多賀町立博物館 標本登録番号	部	位	状態			保管場所			本編 図3-3 対応 部位	備考		
				ほぼ 完全	不完全	破片	展示室	収蔵庫	一部 収蔵庫				
108	TG-V-000177	後肢	手根骨	右有頭骨	○			●		○	●		
109	TG-V-000178			右有鉤骨	○			●		○	●		
110	TG-V-000081			左月状骨	○			●			●		
111	TG-V-000082			左三角骨	○			●			●		
112	TG-V-000083			左舟状骨	○			●			●		
113	TG-V-000182			左大菱形骨	○			●			●		
114	TG-V-000084			左小菱形骨	○			●			●		
115	TG-V-000085			左有頭骨		○		●			●		
116	TG-V-000086			中手骨	右第1中手骨	○			●			●	
117	TG-V-000087		右第2中手骨		○			●		○	●		
118	TG-V-000088		右第3中手骨		○			●		○	●		
119	TG-V-000089		右第4中手骨		○			●		○	●		
120	TG-V-000090		右第5中手骨		○			●			●		
121	TG-V-000091		左第1中手骨			○		●			●		
122	TG-V-000092		左第2中手骨		○			●			●		
123	TG-V-000093		左第3中手骨		○			●			●		
124	TG-V-000094		左第4中手骨		○			●			●		
125	TG-V-000095		左第5中手骨		○			●			●		
126	TG-V-000115		寛骨		右寛骨			○		●		●	
127	TG-V-000116			左寛骨		○		●		○	●		
128	TG-V-000189			寛骨片			○			●			
129	TG-V-000117		大腿骨	右大腿骨		○		●			●	大腿骨と内側 顆	
130	TG-V-000118			右大腿骨					●				
131	TG-V-000119			左大腿骨	○			●			●		
132	TG-V-000120		膝蓋骨	右膝蓋骨		○			●		●		
133	TG-V-000121			左膝蓋骨	○			●			●		
134	TG-V-000122		脛骨	右脛骨	○			●			●		
135	TG-V-000123			左脛骨	○			●			●		
136	TG-V-000124		腓骨	右腓骨	○			●			●		
137	TG-V-000125			左腓骨	○			●			●		
138	TG-V-000126		足根骨	右距骨	○			●			●		
139	TG-V-000129			右舟状骨	○			●		○	●		
140	TG-V-000132			右内側楔状骨	○			●			●		
141	TG-V-000127			左距骨		○		●			●		
142	TG-V-000128			左種骨		○		●		○	●		
143	TG-V-000130			左舟状骨	○			●			●		
144	TG-V-000131			楔状骨			○			●		●	
145	TG-V-000183			楔状骨		○		●			●		
146	TG-V-000185			足根骨			○	●			●		
147	TG-V-000133		中足骨	左第4中足骨		○		●			●		
148	TG-V-000134			左第5中足骨	○			●		○	●		
149	TG-V-000096		前肢	指骨	右第1指基節骨	○			●		○	●	
150	TG-V-000097				右第2指基節骨		○		●			●	
151	TG-V-000098				右第3指基節骨		○		●		○	●	
152	TG-V-000099				右第4指基節骨	○			●			●	
153	TG-V-000100				右第5指基節骨		○		●			●	
154	TG-V-000179				左第2指基節骨		○		●			●	
155	TG-V-000101				左第4指基節骨		○		●		○	●	
156	TG-V-000103	右第2指中節骨				○		●			●		
157	TG-V-000104	右第3指中節骨			○			●			●		
158	TG-V-000105	右第4指中節骨			○			●			●		
159	TG-V-000106	右第5指中節骨				○		●			●		
160	TG-V-000107	右第3指末節骨			○					●		●	
161	TG-V-000181	中節骨				○		●			●		

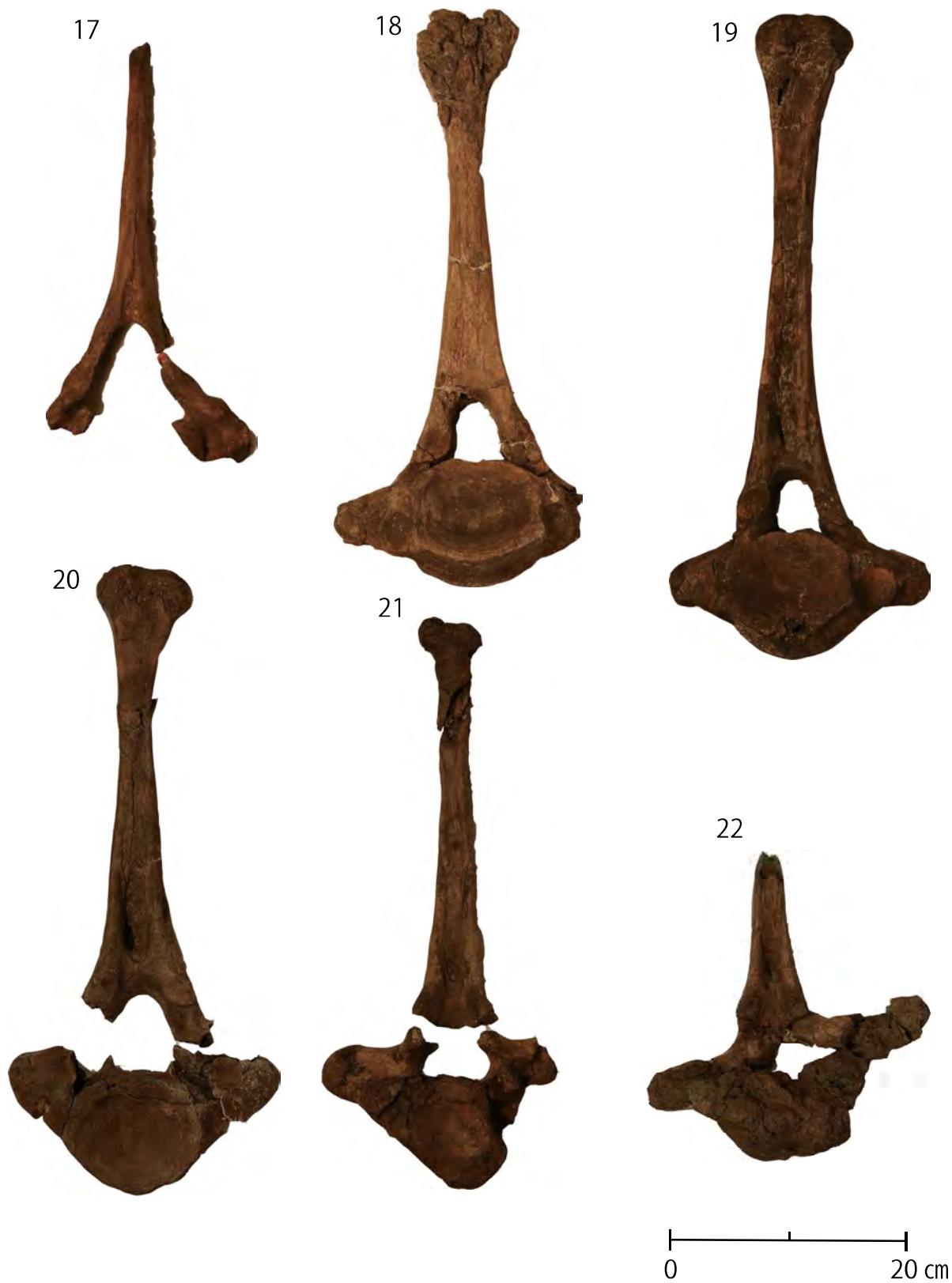
指定登録番号	多賀町立博物館 標本登録番号	部 位		状態			保管場所			本編 図3-3 対応 部位	備 考
				ほぼ 完全	不完全	破片	展示室	収蔵庫	一部 収蔵庫		
162	TG-V-000108	前肢	種子骨	右前肢種子骨1	○		●			●	
163	TG-V-000109			右前肢種子骨2	○		●			●	
164	TG-V-000110			右前肢種子骨3	○		●			●	
165	TG-V-000111			右前肢種子骨4	○		●			●	
166	TG-V-000112			右前肢種子骨5	○		●			○	●
167	TG-V-000113			右前肢種子骨6	○		●			○	●
168	TG-V-000136	不明		種子骨				●		●	前後肢不明
169	TG-V-000138	部位不明		骨片				●			
170	TG-V-000139			骨片				●			
171	TG-V-000140			骨片				●			
172	TG-V-000142			骨片				●			
173	TG-V-000143			骨片				●			
174	TG-V-000144			骨片				●			
175	TG-V-000145			骨片				●			
176	TG-V-000146			骨片				●			
177	TG-V-000147			骨片				●			
178	TG-V-000148			骨片				●			
179	TG-V-000149			骨片				●			
180	TG-V-000150			骨片				●			
181	TG-V-000151			骨片				●			
182	TG-V-000152			骨片				●			
183	TG-V-000153			骨片				●			
184	TG-V-000155			骨片				●			
185	TG-V-000156			骨片				●			
186	TG-V-000157			骨片				●			
187	TG-V-000158			骨片				●			
188	TG-V-000180			骨片				●			
189	TG-V-000184			骨片				●			
190	TG-V-000191			骨片				●			
191	TG-V-000403			骨片				●			
計										134	
標本の形状		ほぼ完全な形状を示す標本		59			113	78	36	■留意点 ①下顎骨には左右とも第3大臼歯が植立している。 ②接合できない同一部位のパーツが6点あるが、それぞれ個別の指定番号が付けられている。	
		不完全な標本		53							
		破片になった標本		73							
		合計		185							
部位の特定		部位が特定できた標本		162							
		部位が特定出来ない不明標本		23							
		合計		185							



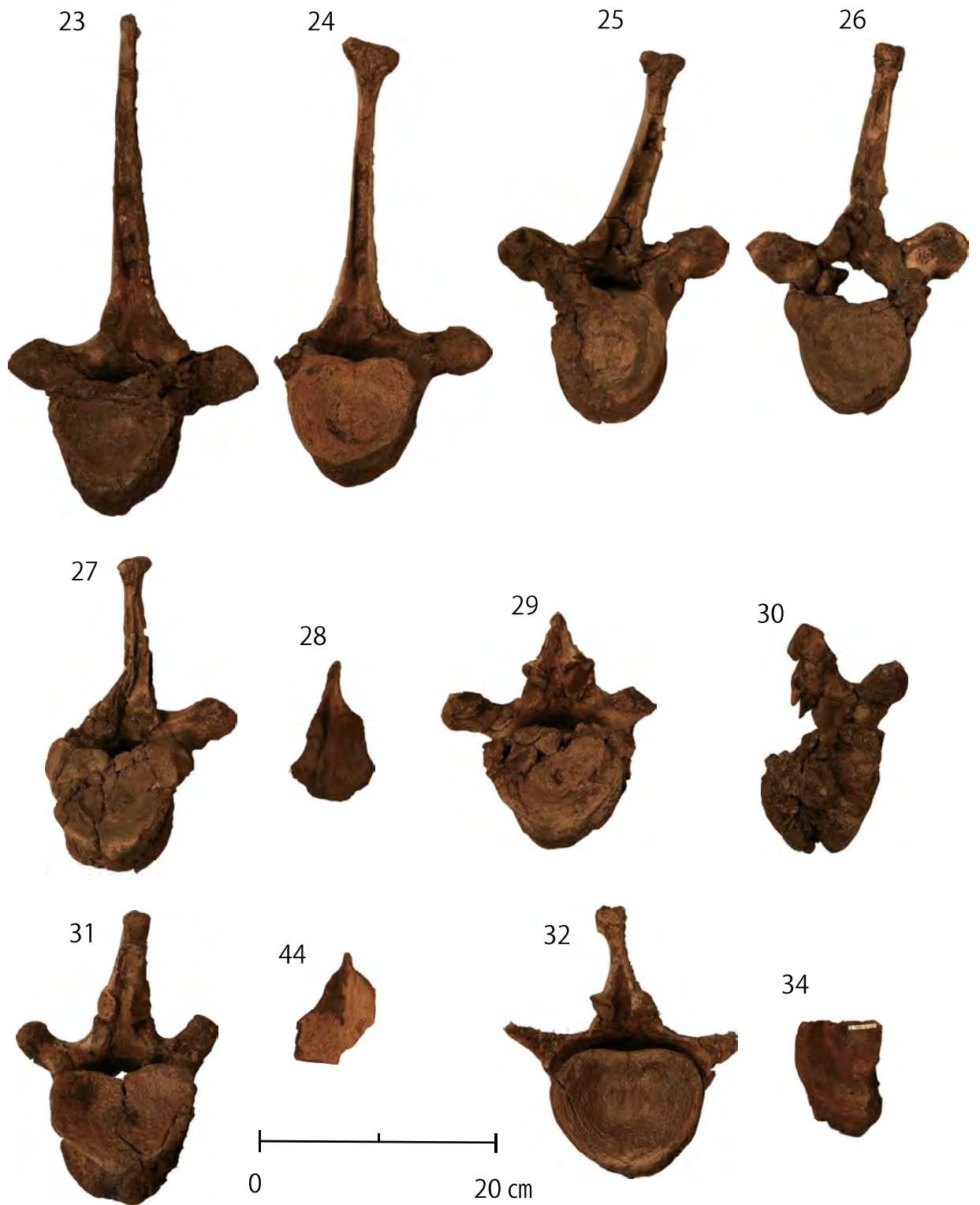
1. TG-V-000001 下顎骨 (上面)
2. TG-V-000002 右切齒 (遠心面)
3. TG-V-000003 左切齒 (遠心面)
4. TG-V-000004 右莖狀舌骨 (內側面)
5. TG-V-000005 左莖狀舌骨 (內側面)



7. TG-V-000007 と 6. TG-V-000006 環椎 (頭側面)
 8. TG-V000008 軸椎 (頭側面)
 10. TG-V-000010 と 9. TG-V-000009 第3頸椎 (尾側面)
 11. TG-V-000011 第4頸椎 (頭側面)
 13. TG-V-000012 と 14. TG-V-000165-① 第5頸椎 (尾側面)
 14. TG-V-000165-② と 12. TG-V-000166 第6頸椎 (尾側面)
 43. TG-V-000186 と 15. TG-V-000013 と 16. TG-V-000190 第7頸椎 (尾側面)



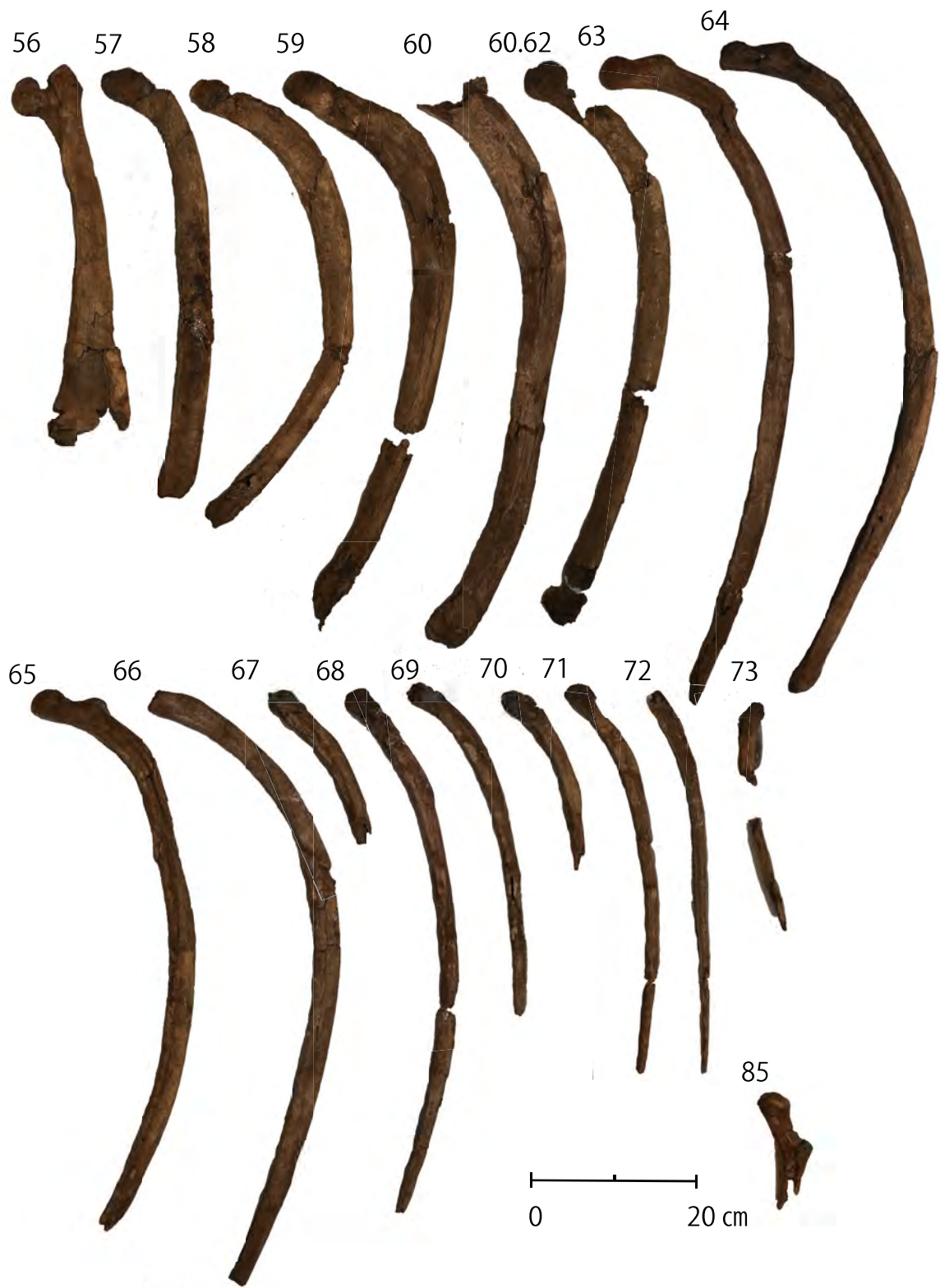
- | | | |
|-----|-------------|------------|
| 17. | TG-V-000014 | 第1胸椎 (尾側面) |
| 18. | TG-V-000015 | 第2胸椎 (尾側面) |
| 19. | TG-V-000016 | 第3胸椎 (尾側面) |
| 20. | TG-V-000017 | 第4胸椎 (尾側面) |
| 21. | TG-V-000018 | 第6胸椎 (尾側面) |
| 22. | TG-V-000019 | 第7胸椎 (尾側面) |



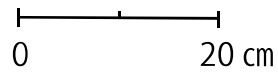
- | | | | |
|-----------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 23. TG-V-000020 | 第9胸椎 (尾側面) | 24. TG-V-000021 | 第10胸椎 (尾側面) |
| 25. TG-V-000168 | 第12胸椎 (尾側面) | 26. TG-V-000170 | 第13胸椎 (尾側面) |
| 27. TG-V-000169 | 第15胸椎 (尾側面) | 28. TG-V-000022 | 第17胸椎 (尾側面) |
| 29. TG-V-000023 | 第18胸椎 (尾側面) | 30. TG-V-000024 | 第19頸椎 (尾側面) |
| 31. TG-V-000025 | 第20胸椎 (尾側面) | 44. TG-V-000188 | 胸椎の棘突起基部 (背側面) |
| 32. TG-V-000026 | 第4腰椎 (尾側面) | 34. TG-V-000114 | 後位胸椎 - 腰椎 (尾側面) |



- 37. TG-V-000029 尾椎 37a(背側面) 37b(尾側面)
- 36. TG-V-000028 尾椎 36a(背側面) 36b(尾側面)
- 35. TG-V-000027 尾椎 (背側面)
- 38. TG-V-000030 尾椎 (背側面)
- 39. TG-V-000167 尾椎 (背側面)
- 45. TG-V-000035 胸骨柄 45a(左側面) 45b(右側面)



56. TG-V-000036 左第1肋骨 57. TG-V-000037 左第2肋骨 58. TG-V-000042 左第3肋骨
 59. TG-V-000039 左第4肋骨 60. TG-V-000041 左第5肋骨
 61. TG-V-000044と62. TG-V-000045 左第7肋骨 63. TG-V-000047 左第8肋骨
 64. TG-V-000048 左第9肋骨 65. TG-V-000050 左第10肋骨 66. TG-V-000051 左第11肋骨
 67. TG-V-000053 左第12肋骨 68. TG-V-000055 左第13肋骨 69. TG-V-000058 左第15肋骨
 70. TG-V-000057 左第16肋骨 71. TG-V-000061 左第17肋骨 72. TG-V-000063 左第18肋骨
 73. TG-V-000062 左第20肋骨 85. TG-V-000193 左中位肋骨 (すべて外側面)



- | | | | | | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 46. TG-V-000038 | 右第4肋骨 | 47. TG-V-000040 | 右第5肋骨 | 48. TG-V-000043 | 右第6肋骨 |
| 49. TG-V-000046 | 右第8肋骨 | 50. TG-V-000049 | 右第10肋骨 | 51. TG-V-000052 | 右第12肋骨 |
| 52. TG-V-000054 | 右第14肋骨 | 53. TG-V-000059 | 右第16肋骨 | 54. TG-V-000056 | 右第17肋骨 |
| 55. TG-V-000066 | 右第19肋骨 | 84. TG-V-000192 | 右中位肋骨 | 83. TG-V-000187 | 肋骨 |
- (すべて外側面)



95. TG-V-000074 右肩甲骨 (外側面)

96. TG-V-000075 右上腕骨 96a 近位端 (內側面) 96b 骨幹 (後面) 96c 滑車內側部 (後面)

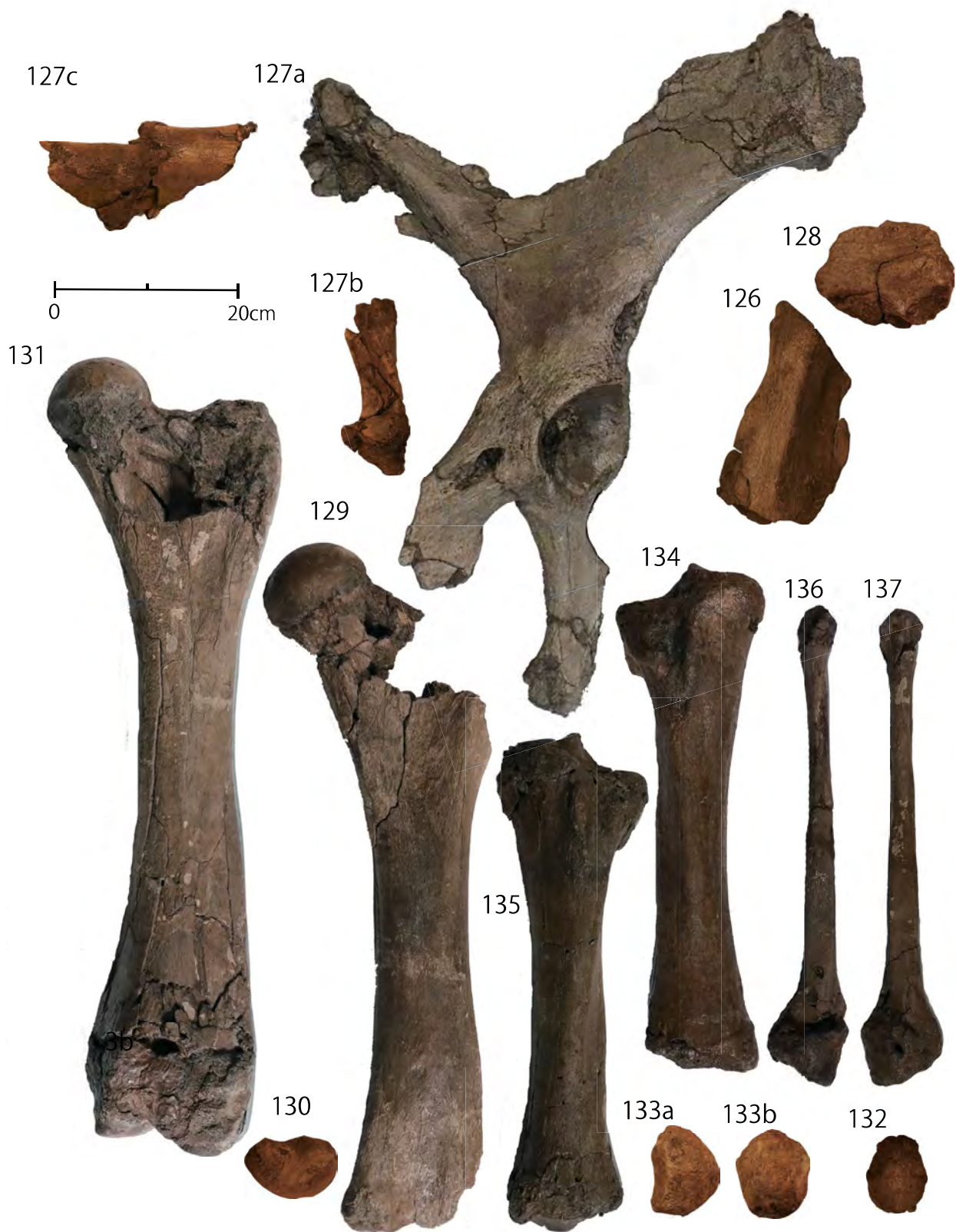
97. TG-V-000076 右上腕骨滑車外側部 (後面)

101. TG-V-000080 左橈骨 101a 近位端 - 骨幹 (前面) 101b 遠位端 (內側面)

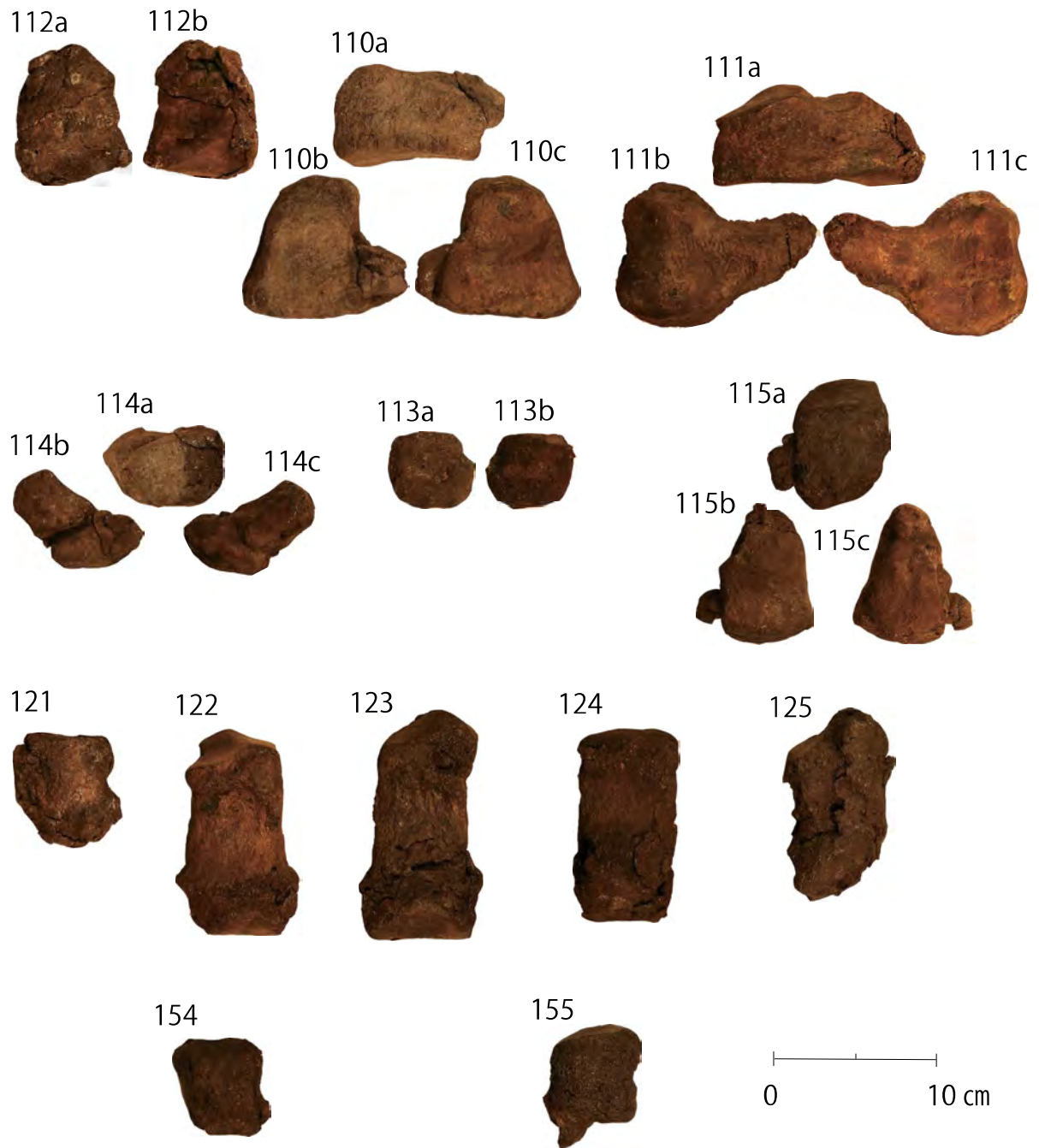
100. TG-V-000079 右橈骨 100a 骨幹 (前面) 100b 遠位端 (外側面)

99. TG-V-000078 左尺骨 99a 近位端 - 骨幹 (外側面) 99b 遠位端外側部 (前面)

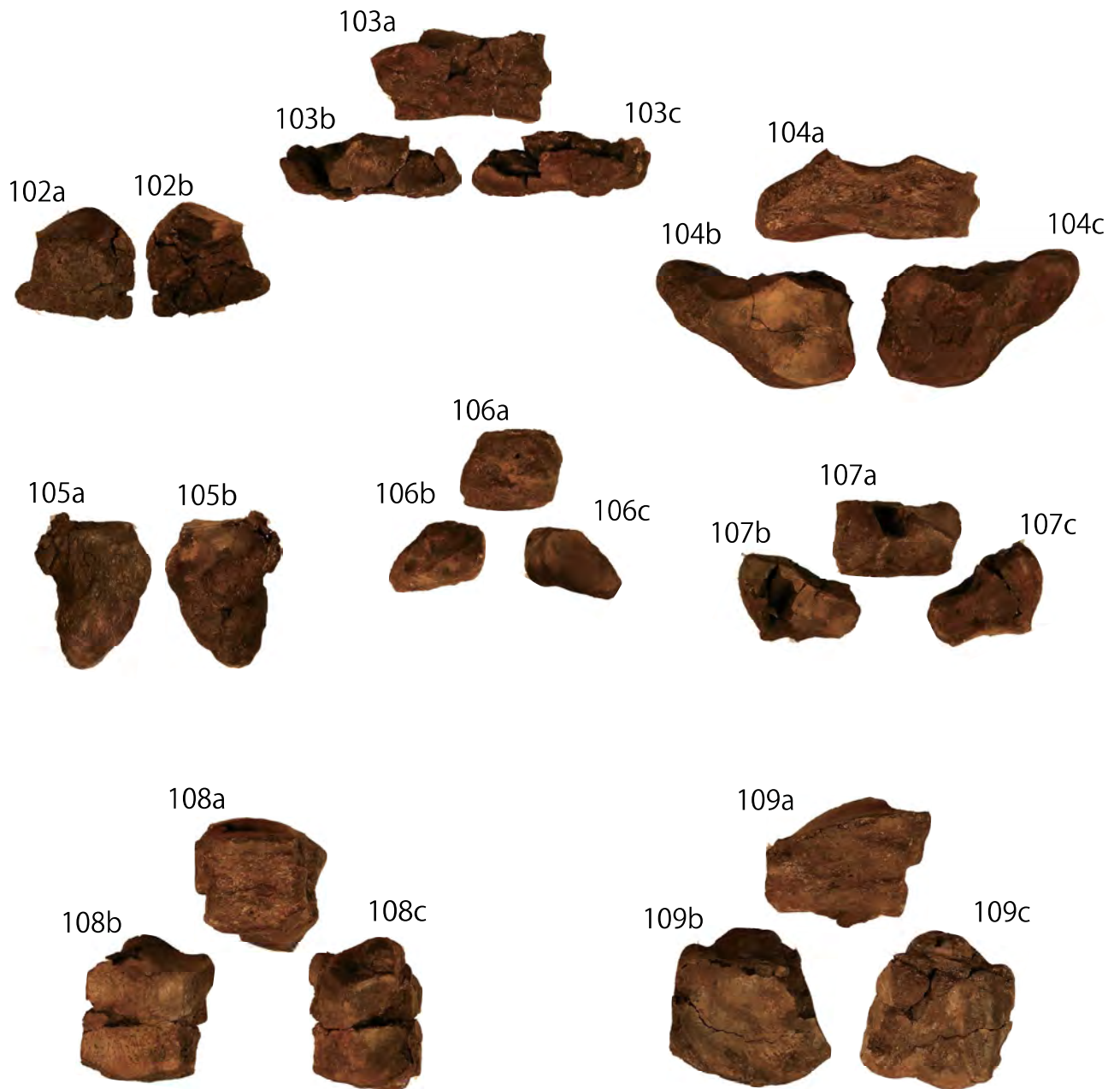
98. TG-V-000077 右尺骨 98a 骨幹 (後面) 98b 遠位端 (前面)



127. TG-V-000116 127a 左寬骨 (內側面) 127b 座骨恥骨枝 (內側面) 127c 左 - 右恥骨上枝 (內側面)
 128. TG-V-000189 寬骨片 126. TG-V-000115 右腸骨片 (外側面)
 131. TG-V-000119 左大腿骨 (前面) 129. TG-V-000117 右大腿骨 (後面)
 130. TG-V-000118 右大腿骨內側顆 (內側面) 135. TG-V-000123 左脛骨 (前面)
 133. TG-V-000121 左膝蓋骨 133a (內側面) 133b (前面) 134. TG-V-000122 右脛骨 (前面)
 136. TG-V-000124 右腓骨 (外側面) 137. TG-V-000125 左腓骨 (外側面)
 132. TG-V-000120 右膝蓋骨 (前面)

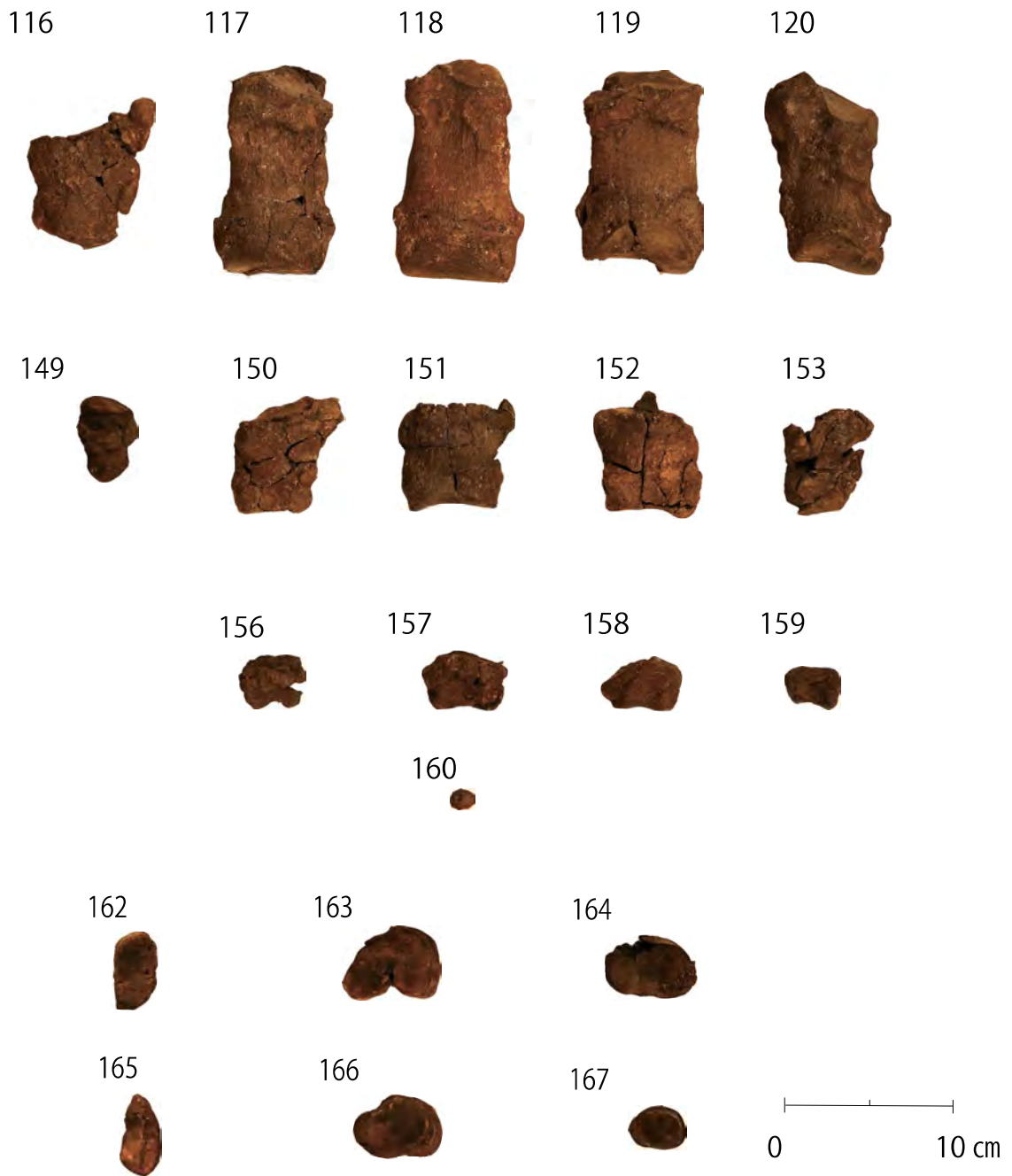


112. TG-V-000083 左舟状骨 112a (内側面) 112b (外側面)
 110. TG-V-000081 左月状骨 110a (背側面) 110b (近位關節面) 110c (遠位關節面)
 111. TG-V-000082 左三角骨 111a (背側面) 111b (近位關節面) 111c (遠位關節面)
 114. TG-V-000084 左小菱形骨 114a (背側面) 114b (近位關節面) 114c (遠位關節面)
 113. TG-V-000182 大菱形骨 113a (内側面) 113b (外側面)
 115. TG-V-000085 左有頭骨 115a (背側面) 115b (近位關節面) 115c (遠位關節面)
 121. TG-V-000091 左第1中手骨 (内側面) 122. TG-V-000092 左第2中手骨 (背側面)
 123. TG-V-000093 左第3中手骨 (背側面) 124. TG-V-000094 左第4中手骨 (背側面)
 125. TG-V-000095 左第5中手骨 (背側面) 154. TG-V-000179 左第2指基節骨 (背側面)
 155. TG-V-000101 左第4指基節骨 (背側面)

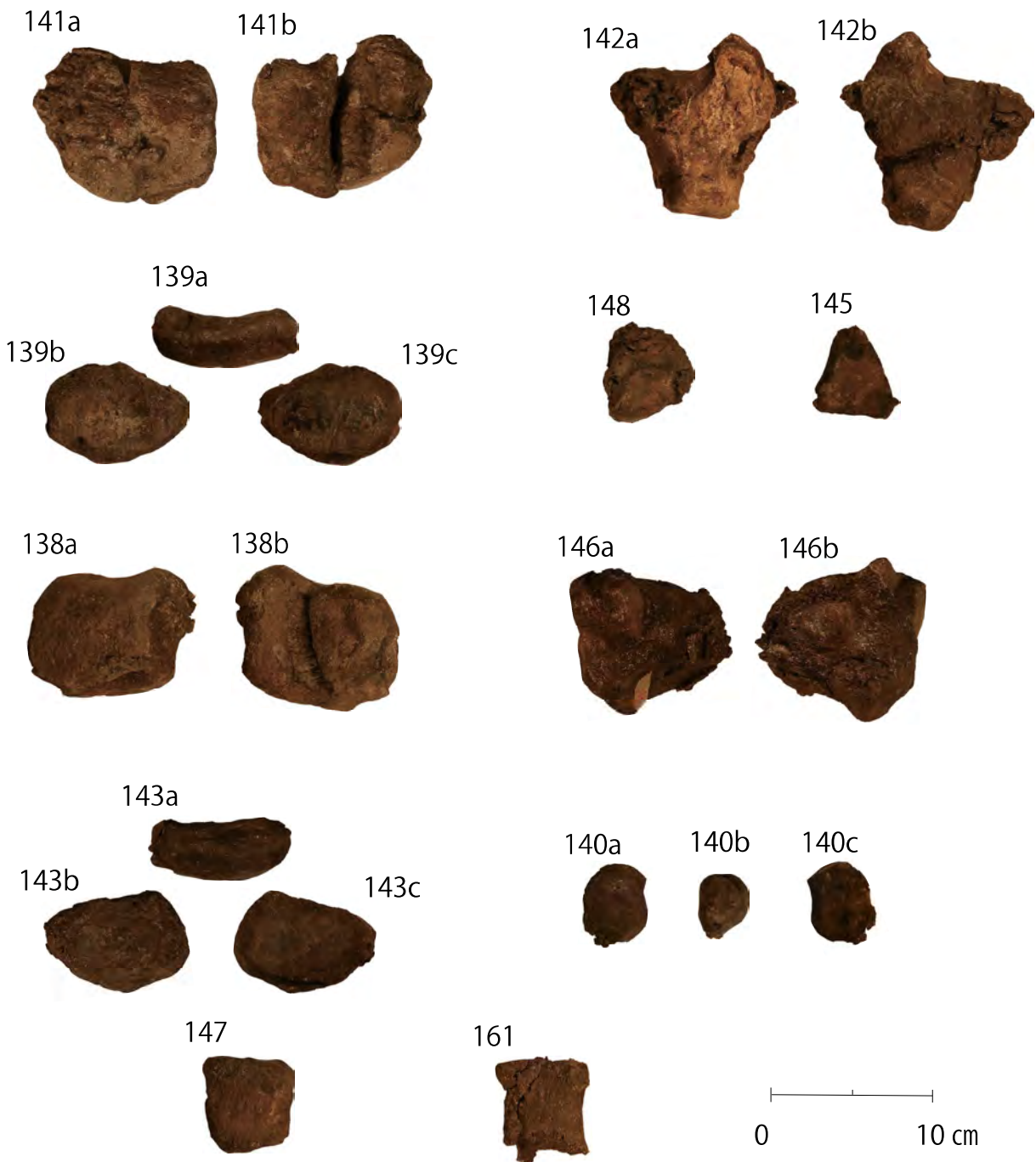


0 10 cm

102. TG-V-000171 右舟状骨 102a (内側面) 102b (外側面)
 103. TG-V-000172 右月状骨 103a (背側面) 103b (近位關節面) 103c (遠位關節面)
 104. TG-V-000173 右三角骨 104a (背側面) 104b (近位關節面) 104c (遠位關節面)
 105. TG-V-000174 右豆状骨 105a (掌側面) 105b (背側面)
 106. TG-V-000175 右大菱形骨 106a (内側面) 106b (近位關節面) 106c (遠位關節面)
 107. TG-V-000176 右小菱形骨 107a (内側面) 107b (近位關節面) 107c (遠位關節面)
 108. TG-V-000177 右有頭骨 108a (背側面) 108b (近位關節面) 108c (遠位關節面)
 109. TG-V-000178 右有鈎骨 109a (背側面) 109b (近位關節面) 109c (遠位關節面)



116. TG-V-000086 右第1中手骨 117. TG-V-000087 右第2中手骨
 118. TG-V-000088 右第3中手骨 119. TG-V-000089 右第4中手骨
 120. TG-V-000090 右第5中手骨 149. TG-V-000096 右第1指基節骨
 150. TG-V-000097 右第2指基節骨 151. TG-V-000098 右第3指基節骨
 152. TG-V-000099 右第4指基節骨 153. TG-V-00100 右第5指基節骨
 156. TG-V-000103 右第2指中節骨 157. TG-V-000104 右第3指中節骨
 158. TG-V-000105 右第4指中節骨 159. TG-V-000106 右第5指中節骨
 160. TG-V-000107 右第3指末節骨 (前面) 162. TG-V-000108 右前肢種子骨1
 163. TG-V-000109 右前肢種子骨2 164. TG-V-000110 右前肢種子骨3
 165. TG-V-000111 右前肢種子骨4 166. TG-V-000112 右前肢種子骨5
 167. TG-V-000113 右前肢種子骨6



141. TG-V-000127 左距骨 141a (近位関節面) 141b (遠位関節面)
 142. TG-V-000128 左踵骨 142a (背側面) 142b (底側面)
 139. TG-V-000129 左舟状骨 139a (背側面) 139b (近位関節面) 139c (遠位関節面)
 148. TG-V-000134 左第5中足骨 (背側面) 145. TG-V-000183 左楔状骨 (内側面)
 138. TG-V-000126 右距骨 138a (近位関節面) 138b (遠位関節面)
 146. TG-V-000185 右踵骨 146a (背側面) 146b (底側面)
 143. TG-V-000130 右舟状骨 143a (背側面) 143b (近位関節面) 143c (遠位関節面)
 140. TG-V-000132 右内側楔状骨 140a (内側面) 140b (近位関節面) 140c (外側面)
 147. TG-V-000133 右第4中足骨 (背側面) 161. TG-V-000181 右後肢の中足骨 (背側面)

アケボノゾウ化石多賀標本関連文献一覧

アケボノゾウ化石多賀標本関連文献一覧

(1) アケボノゾウ化石多賀標本に直接関係するもの

- 雨森清・小早川隆・音田直記・小西省吾・高橋啓一 (1994) 滋賀県多賀町の古琵琶湖層群から発見されたアケボノゾウ化石. 日本古生物学会 1994 年年会講演予稿集, 130.
- 雨森清・小早川隆・多賀町ゾウ化石発掘調査団 (1995) 滋賀県多賀町の古琵琶湖層群より発見されたアケボノゾウ (予報). 地質学雑誌, 101, 743-746.
- 小西省吾 (1996) アケボノゾウとコウガゾウの骨格の比較. 日本古生物学会第 145 回例会講演予稿集, 65.
- 小西省吾 (1999) アケボノゾウの骨格形態. 地学団体研究会総会シンポジウム・ポスター要旨集, 53, 63 - 64.
- 小西省吾 (2000) アケボノゾウの骨格復元とその特徴-多賀標本を例として-. 地球科学, 54:268-278.
- 小西省吾 (2005) アケボノゾウ多賀標本復元骨格の問題点. 化石研究会会誌, 38, 108-109.
- 小西省吾・音田直記 (1994) 1993 年度のアケボノゾウの化石についての事業. 多賀町文化財・自然誌調査報告書, 第 4 集, 21-31.
- 小西省吾・高橋啓一 (1994) アケボノゾウの下顎骨の形態的特徴. 日本地質学会第 101 年学術大会講演要旨, 116.
- 小西省吾・高橋啓一・大島浩 (1997) アケボノゾウ多賀標本の骨格復元. 日本古生物学会第 146 回例会講演予稿集, 46.
- 小西省吾・高橋啓一 (1998) アケボノゾウの体幹・体肢骨の特徴. 日本地質学会第 105 年学術大会講演要旨, 277.
- Konishi S and Takahashi K (1999) Mandibular morphology of stegodonts from Japan, *Stegodon aurorae* and *Stegodon shinshuensis* (Proboscidea, Mammalia). *Earth Sci (Chikyu Kagaku)*, 53, 3-18.
- 小田隆・小西省吾 (2010) 修正した復元骨格に基づいたアケボノゾウ復元画. 日本古生物学会第 159 回例会講演予稿集, 45.
- 音田直記 (1995) 多賀のアケボノゾウ発掘. 滋賀考古, 13, 36-41.

(2) 多賀町四手 (発掘地) の古琵琶湖層群関係

- 阿部勇治 (2011) 多賀町の古琵琶湖層群から発見されたワニの歯化石. 第 5 回多賀町立博物館研究発表会講演要旨集, 9.
- 阿部勇治 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手の古琵琶湖層群蒲生層から産出した前期更新世の淡水魚類. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 68-76.
- 阿部勇治・小早川隆・雨森清・音田直記・田村幹夫・北川明照・荒川忠彦・多賀優・但馬達雄・西川一雄・三矢信昭 (1994) 多賀町四手の古琵琶湖層群より産出したシカ類化石の概要とその意義. 多賀町文化財・自然誌調査報告書, 4, 33-50.
- 林田明・雨森清 (1993) 多賀町四手の古琵琶湖層群にみられる火山灰層の残留磁化とフィッシュン・トラック年代. 多賀町文化財・自然誌調査報告書, 3, 83 - 90.
- 木田千代美 (1994) 多賀町四手の古琵琶湖層群より産出した大型植物化石. 多賀町文化財・自然誌調査報告書, 4, 51-56.
- 大崎亜見・林竜馬・堂満華子 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手の古代ゾウ発掘調査地点における花粉分析に基づく古植生の復元. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る

- る, 多賀町教育委員会, 38-44.
- 岡村喜明 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手産足跡化石. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 83-90.
- 里口保文 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手発掘地の層序および堆積環境. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 19-26.
- 高橋啓一 (2017) 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト (2012-2016) 成果のまとめ. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 101-105.
- 高橋啓一・雨森清・小早川隆 (1993) 古琵琶湖層群から産出した下部更新世のシカ類化石. 日本地質学会第 100 年学術大会講演要旨, 203.
- 高橋啓一・琵琶湖博物館はしかけ「古琵琶湖発掘調査隊」 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手より発見されたシカ化石. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 91-100.
- 田村幹夫 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手から産出した貝類化石について. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 59-67.
- 田村幹夫・雨森清・小早川隆・荒川忠彦・北川明照・多賀優・但馬達雄・西川一雄・三矢信昭 (1993) びわ湖東部中核工業団地造成地域の古琵琶湖層群について. 多賀町文化財・自然誌調査報告書, 3, 26 - 69.
- 田村幹夫・雨森清・小早川隆・荒川忠彦・北川明照・多賀優・但馬達雄・西川一雄・三矢信昭 (1994) 多賀町四手地域の古琵琶湖層群について. 琵琶湖の自然史討論会要旨, 烏丸地区深層ボーリング調査団・琵琶湖古生態地理研究会・古琵琶湖層群堆積研究会, 107 - 109.
- 谷本正浩・飯島正也 (2017) 「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト」第四次発掘で見つかったワニの歯化石. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 77-82.
- 富小由紀・大塚泰介・林竜馬・里口保文・堂満華子 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手の古代ゾウ発掘調査地点における珪藻化石群集 (予報). 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 45-50.
- 八尋克郎・林成多 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手から産出した昆虫化石. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 51-58.
- 山川千代美・神谷悦子・布谷知夫 (2017) 滋賀県犬上郡多賀町四手産の大型植物化石に基づく古植生. 多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト報告書 180-190 万年前の古環境を探る, 多賀町教育委員会, 27-37.

(3) 一般向け書籍ほか

- 高橋啓一 (2008) 化石は語る-ゾウ化石でたどる日本の動物相, 八坂書房, 220p
- 高橋啓一 (2016) 琵琶湖博物館ブックレット①ゾウがいた、ワニもいた琵琶湖のほitori, サンライズ出版, 109p
- 多賀町教育委員会 編 (1993) アケボノゾウ発掘記-四手の丘陵に夢を掘る-, 多賀町教育委員会, 123p
- 多賀町立博物館 編 (2020) 多賀の本2 多賀はゾウの里だぞう, 多賀町教育委員会, 76p
- 多賀町教育委員会 編 (1994) ~滋賀県犬上郡多賀町四手のびわ湖東部中核工業団地造成工事に伴う地学調査~古琵琶湖層群調査の中間報告会, 52p

アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会設置要綱

アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会設置要綱

令和6年2月21日教委要綱第1号

(設置)

第1条 国指定天然記念物アケボノゾウ化石多賀標本の適切な保存および活用のため、保存管理の基本方針、方法、現状変更等の取扱基準、活用に関わる事項等を定めたアケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定することを目的としてアケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、多賀町が定める保存活用計画に関わる事項等について協議および検討を行い、指導助言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから多賀町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 文化財に関する学識経験を有する者
- (2) 古生物学に関する学識経験を有する者
- (3) 学校教育に関する経験と知識を有する者
- (4) 地域の産業や観光の振興に関する経験と知識を有する者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、多賀町立博物館（多賀町教育委員会生涯学習課）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

アケボノゾウ化石多賀標本の館内移動について（留意事項）

アケボノゾウ化石多賀標本の館内移動について (留意事項)

アケボノゾウ化石多賀標本（以下、「指定標本」という）は、「天然記念物アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画」に定める保存管理、活用、調査を目的とする行為に伴う移動については、指定標本の安全管理を徹底した上で多賀町立博物館内に限り、現状変更の手続きを要せず可能である。ただし、指定標本の移動に際しては以下の手続きを履行し、要件を満たすこととする。

1. 館内移動の手続き

指定標本を館内移動しようとする者は、その目的と方法等を記した計画書を多賀町教育委員会に提出し、多賀町教育委員会生涯学習課長の承認を得る。

多賀町教育委員会生涯学習課長は、提出された移動計画書について、次項に掲げる移動要件と照合し移動可否を決裁する。

2. 館内移動の要件

指定標本の移動は、多賀町立博物館内であっても、指定標本の毀損が生じないように、以下の留意点を遵守の上で作業にあたることとする。

- (1) 指定標本の移動は、博物館が指定する容器を用い、防振カートを使用すること。この時、移動に用いる容器には内部に衝撃吸収材を同梱し指定標本に振動等を与えないよう留意する。
- (2) 指定標本の移動は、多賀町教育委員会生涯学習課長が指名した者に限る。その際の要件として、化石等を専門とする博物館学芸員の有資格者、又は化石等の研究に十分な経験を有している者とする。
- (3) 指定標本を移動させる際の作業は複数人で行い、誤って落下・衝突しない体制を整える。
- (4) 指定標本の移動の動線は、他の来館者や搬出入作業と重ならないよう調整する。

(以上)

関係法令等抄録

(本文中に引用されている条文のみ掲載)

文化財保護法（抄）

昭和二十五年法律第二百十四号

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第一十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（指定）

第九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の

実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更が

あつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

文化財保護法施行令(抄)

昭和五十年政令第二百六十七号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第

百二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

- 二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

- 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条

第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以

下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又

は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱
に作られたもの（現に繁殖のために使用さ
れているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名
勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定
区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画
を都道府県の教育委員会（当該管理計画が
市の区域（管理団体が当該都道府県である
史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の
区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項
に規定する特定認定市町村である町村であ
つて同条第二項に規定する事務を行うこと
とされたものにあつては、管理団体が当該
都道府県である史跡名勝天然記念物の指定
に係る地域内の区域に限る。）を対象とする
場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管
理計画が市の特定区域を対象とする場合に
限る。）が定めている区域のうち当該都道府
県又は市の教育委員会の申出に係るもので、
現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘
案して文化庁長官が指定する区域をいう。）
における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項にお
いて準用する場合を含む。）及び第三十一
条の規定による調査及び調査のため必要な
措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現
状変更等に係る法第二百五条第一項の規
定による許可の申請に係るものに限る。）

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科
学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都
道府県である史跡名勝天然記念物について、
市の区域を対象とする管理計画を定めよう
とするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会
に協議し、その同意を得なければならない。こ
れを変更し、又は廃止しようとするときも、同
様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務
のうち市の区域に係るものを行おうとする都
道府県の教育委員会は、文部科学省令で定め
るところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとする
ときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による
指定区域の指定をしたときは、その旨を官報
で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項
の場合においては、法の規定中これらの規定
により都道府県又は市の教育委員会が行う事
務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府
県又は市の教育委員会に関する規定として都
道府県又は市の教育委員会に適用があるもの

とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天 然記念物の現状変更等の許可申請等に関 する規則（抄）

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百
十四号。以下「法」という。）第二百五条第
一項の規定による許可を受けようとする者
（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げ
る事項を記載した許可申請書を文化庁長官
（法第八十四条第一項第二号及び第八十四
条の二第一項（法第八十四条第一項第二
号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第
一項において同じ。）の規定により当該許可を
都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）
町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村
が法第五十三条の八第一項に規定する特定地
方公共団体（第六条第一項第四号において単
に「特定地方公共団体」という。）である場合
にあつては、当該都道府県の知事又は市町村
の長。以下この条及び第三条第一項において
同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市
町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名
勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然
記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）
の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び
住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事
務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は
名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び
代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又
は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更
等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若
しくは毀損又は景観の変化その他現状変更
等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影
響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の
施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者
の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内
容とする現状変更等の場合における許可申請
書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げ
る事項を記載するものとする。
 - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、
図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連す
る地域の地番及び地ぼ、う、を表示した実
測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに
足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるとき
は、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者
であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請
者が管理団体以外の者であるときは、管理
団体の意見書

- 八 管理責任者がある場合において、許可申
請者が管理責任者以外の者であるときは、
管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者
が発掘担当者以外の者であるときは、発掘
担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真
には、現状変更等をしようとする箇所を表示
しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定
により現状変更について許可を受けることを
要しない場合は、次の各号のいずれかに該当す
る場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は
衰亡している場合において、その価値に影
響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天
然記念物をその指定当時の原状（指定後
において現状変更等の許可を受けたものにつ
いては、当該現状変更等の後の原状）に復す
るとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は
衰亡している場合において、当該き損又は
衰亡の拡大を防止するため応急の措置をす
るとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、
又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明ら
かに不可能である場合において、当該部分
を除去するとき。

上記抄録は、令和8年3月時点での内容である。文化財保護法に関わる事項については、最新の条文を確認すべき視点から、上記以外については最新情報が掲載されている Web サイト情報を確認されたい。

法令検索 e-Gov

文化財保護法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214>



文化財保護法施行令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/350C00000000267>



特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

<https://laws.e-gov.go.jp/law/326R00000011010>



天然記念物 アケボノゾウ化石多賀標本
保存活用計画

令和8（2026）年8月

発行：多賀町教育委員会

編集：多賀町教育委員会生涯学習課

多賀町立博物館（滋賀県犬上郡多賀町四手 976-2）